

刑 政

刑務協會發行

第六號 第三十七卷

號

東京
大學

內田

日本法政學會發行

郵稅金一圓五厘



實務家、時に自己の功績を誇るが爲めに、各自己治績の發揚に便ならんが爲めに聲を大にして己が計畫を自讃し、甚しきに至りては、前任者や同僚の計畫を非謗するの宿弊あるを見聞す。如斯きは實に刑政前途に暗き陰影を投ずるものである。何となれば彼等は人の長所を採るの雅量を殺がるるの危険性を有するからである。蓋し刑政の前途を光輝ある希望に充たさんは實に刑政家各自の相倚り、相助け而して相啓發するの徳義に俟たずんばある可からず。それ等の徳義ややがて彼等に大なる永遠の功績をもたらすものである。

されば我が刑政家よ。囚はれがちな此の宿弊を避けて失敗せる他人の計畫の中にも隠れたる長所を見出す様に努めようでないか。他人の誤れるを嘲はないで相助け相啓發せしむる様に努力を拂ほうではないか。かくすれば、我が刑政はやがて海を超へて世界人類の上に輝くの日が来るであらう。

刑政家の宿弊 (下)

指紋學界唯一の大原典出づ

司法部指紋部編纂

日本指紋法

四六版裝幀美天金アート刷
寫真版百頁總頁數參百五十頁
定價金二圓 内地送料十二錢

本書は現行の指紋分類を基礎とし從來の繁を去り素を補ひ簡要宜を得たるもの苟も指紋の原則を知らんとするものは本書によつて忽ち釋明さるゝことあるべし

◀特色の書本▶

- 完全なる指紋原紙にあらざれば前科ある者も之を發見することが出來ぬ
- 完全なる原紙を作成せんとするには指紋法分類上の知識が必要である
- 指紋分類上の知識を得んとするには本書に據らざるべからず

- 一、日本に於ける指紋法唯一の原典なること
- 二、分類上基礎確立したること
- 三、指紋法の革命たる觀あること
- 四、實物指紋及圖解豊富なること
- 五、分類統一の使命を有すること
- 六、實費を以て提供すること

刑政 第參拾七卷第六號 目次

卷頭言(一)

刑政家の宿弊……………司法書記官 正木 亮(六)

西班牙に於ける犯罪人の改善……………文學士 佐々木英夫(三)

懲罰の研究……………文學士 劉屋老龜(三)

女囚の研究……………文學士 向井乾山生(五)

主義者は如何に教誨すべきや……………教誨師 吉留義憲(四)

行刑衛生に就いて……………教誨師 村田 晚峰(四)

少年刑務所に於ける教務の考察……………芥川 生(四) 性は善なり……………村田 晚峰(四)

犯罪衝動の一治療法……………芥川 生(四) 性は善なり……………村田 晚峰(四)

ブラヂルの刑務所……………芥川 生(四) 瓦斯による死刑……………野尻 生(四)

教化用映畫に對する感想……………法學士 橋田 東聲(三)

明治天皇御制謹解……………(六)叙 仕……………(七〇)

行刑統計……………(七)刑務令規……………(七一)

話の種……………(六九)會 報……………(七五)

西班牙に於ける犯罪人の改善

マドリッド大學教授 キンチリアーノ・サルダーナ

若しも人類學と法律學とを同時に興味づける一つの問題が存するなれば、犯罪人が社會に課する問題は確かにそれなのである。この人類學的法律學的問題は、社會學に、教育學に、立法政策に、そして法律的精神病學に、その共同解決を要求する。職業と階級の如何を問はず、苟くも社會人にして、この問題に多少とも興味を有たない者は一人としてあり得ない、犯罪は、決して一つの専門的科學の獨占的對象をなすものではなくして、寧ろ、それは諸科學の十字街頭に立つて居るものである。そしてその諸問題は各種の自然科學及び精神科學の一つの綜合によりてのみ解決され得べきものなのである。私はこゝにその諸問題を概観して見た。

一 刑事人類學 (L'anthropologie pénitentiaire)

十九世紀の後半を通じて學說の範圍に於て、久しき間論争の對象をなして居た犯罪人の人類學的研究は、遂に矯正教育の實際方面に、極めて有益なる成果を齎すことになつた。今日重要とされることは、刑事人類學若しくは犯罪學に關して論争することではなくして、寧ろ進んで刑務人類學若しくは刑罰學の科學的基礎を確立することである。而して前

西班牙に於ける犯罪人の改善

者が提供する學理的諸問題は、何れも、後者にありては、直ちに一つの實際的問題となるのである。何故なればこの場合その關するところは學理ではなくして制度だからである。それ故に刑務の領域に於ては、我々が既に刑の確定に當面する限りに於て、道徳的自由の問題は存在しない。我々がそこに矯正教育を期待し得るかぎりには、犯罪の遺傳の問題は存在しない。そこに灌漑法 (irrigation) 及び避妊施術 (Uteropneumia) のごとき再生方法 (Procreantia) が行はるかぎりには、(所謂犯罪的子孫の阻止) 變質徵候 (Stigmata delinquentia) の問題も存在しない。そして我々が所謂人種進化説と呼ばれる優生學 (Eugenics) を應用するかぎりには、また隔世遺傳の問題も存在しないのである。

範疇を異にせる五種の犯罪人は、それぞれ異別の刑事施設を有する刑務所の異つた五種の範疇の中に置かるべきである。即ち所謂の生來性犯罪人に對しては、徒刑若しくは流刑のごとき離隔處分によりて、その害悪が免がるべきであらうし、癡狂性犯罪人は司法癡狂院 (Manicome giudiziario) に於て、その治癒を期すべきであらうし、激情性犯罪人はこれを獨居房に收容することにより、慣行性犯罪人は矯正院に於ける矯正的教育により、偶發性犯罪人は勞役場に於ける矯正の威嚇によりて、それぞれこれが治癒の目的を達すべきであらう。刑務人類學の領域に於ける我々の大先覺者マニユエル、モンテジローヌは、既に十九世紀の半ば以來常に絶叫した、「刑務所の迎へる者は唯だ人間のみであつて、犯罪人は門外に逐される」と。そしてフェリーは言ふ、「存在するものは犯罪ではなくて犯罪人である」と。個別化の原則に滲透する我々は、このフェリーの公理に對して、正に次ぎのごとく答へむとする——曰く、「存在するものは犯罪人ではなくて人間である」と。かの新生兒が嘗て孤兒院に收容されて居たと同様に、犯罪人は矯正院に收容されねばならない。新生涯に入らむがため、僧院の門戸を叩く人間に就いて、何人もその過去を詮議立すべきではない。それが矯正院に關するかぎりには、また我々の態度は全く同一であらねばならぬ。それ故に收容者が社會の被保護者であり、而かも犯罪の過去を有するものであるかぎりには、刑務人類學は、收容者に應用された人間の全的科學なのである(人類學、精神學、生物學、精神病學、矯正教育學)。

二 刑務實驗室 (Los laboratorios penitenciarios)

矯正院をも含めて凡ての國立刑務所には、教會堂や作業場と同時に、一つの人類學的實驗室を存せねばならぬ。即ちそれは收容者を研究すべき刑務人類學の科學的專業を司ることを任とするものであつて、實驗室には常に相互補足の關係に在る次ぎの三方面を存する。

a、**形態學的方面**、即ち收容者の體格、形體の健全、不健全等の因はれざる研究。技術は凡ての組織及び各器官を検査して、その重さや、形態や、色や、大きさや、構造やを識別するために科學的に考案された極めて精確なる、一つの系統的組織に於て行はるべきものである。しかしこの方面に於ては、現在我が刑務所には單に人體測定の裝置を有する貧弱なる個人識別室 (Salas de identificación) を存するに過ぎない。

b、**生理學的方面**、即ち收容者の體質の研究。——遺傳的たる習性的たると、特殊素因によると疾病素因によるとを問はず、その凡ての障害の研究。(これ等の障害に對しては、今日所内病舎に於て、その處置が講ぜられて居る)。

c、**心理學的方面**、即ち收容者の性格の研究。心理的諸要素の先天的若しくは後天的、常住的若しくは經過的優越性によりて決定されたるその正則的諸範疇に於て——即ち感性的 (Sensitiva) 交感神經的若しくは情性的 (Sympathico-motiva) 主知的若しくは心性的 (Intellectuals ou mentales) 及び主知的若しくは執意的 (Voluntaries ou volitifs) 性格。そしてまた同時に、これの補充的方面即ち精神病的若しくは精神病的方面を構成するその非正則的若しくは病理的諸範疇、即ち癡癡 (Paranoia) 及び惡變 (Paranoia) ——衝動、白痴、臆妄。この研究の結果、正則なる囚人は、それ

が純粹性格に屬すると(主情的、主知的、主意的)複合性格に屬する(知情的、知意的、情意的等)とを問はず、凡て彼等の生理的類型に従つて分類されることになるし、それが非正則者である場合には(道德的非正則、知性的非正則、意欲的非正則、及び各種の複合的非正則態)またそれぞれ分別されて精神病院に送られることになるのである。この研究は、實驗心理學の實驗室に於て現に採用されて居るような各種の方式(例へば、ヴァスシード、ツールーズ、エ、ピエロン、ピネ、クラバレド等のそのとき)に従つて實行されねばならないのであるが、しかし、この重要な研究は刑務學校の教師の手によりては、今日尙ほ試みられては居ない。

三 實驗室の仕事

實驗室は個人識別室、所内病舎及び所内學校の完成された一綜合に止まるものではなく、更らに、人體測定、精神測定、生理測定及び精神病的診査のために、眞の味に於ける特別な實驗室を構成すべきである。この設備を待つて我々は初めて調査及び研究の凡ての方法、即ち凡ての收容者に對して道德的診斷(そして犯罪的診斷ではない、何故なれば、犯罪は一つの家族的秘密に止まるべきものだからである)と矯正上の豫測(Le pronostic correctionnel)とを確立するために有益なる一切の科學的實驗方法を應用することが出来るであらう。

實驗室の仕事が一體に人工的であることから普通に生ずる批難は刑務實驗室の場合には、少しもその理由を見出し得ない。寧ろ反對に、行刑的環境にありては實驗の対象を構成する受刑者に與へられたる諸條件は凡ての者に對して同一であつて苟くも受刑者の刑務所生活繼續するかぎり所謂人工的が寧ろ自然的となつたほどにまで、與へられたる諸條件は各受刑者に對して常に同一に止つて居るといふ事實からして一體に刑務所その者が既に一大實驗所を形作つて居るのである。それ故に、刑務實驗室といふ特別設備に招致して受刑者を實驗の目的に供したからとて、彼等の精神状態に

毫末も變化を來すべき危險を存するものではない。實際受刑者は刑務所内に於ては、行住座臥絶へず監視され、研究されて居るのであるから、この監視及び研究の目的が純實務的のものであると科學的のものであるとは、彼等に取つて多く關するところはないからである。固より受刑者は眞實を言ふこともあれば、偽りを言ふこともあらうし、道德的假面を被つて居ることもあれば赤裸々のまゝを表現することもあらうが、要するに、實驗室の觀察に對して彼等の取るべき態度が、行刑上の觀察に對する場合のそれと取て異なるところがあらうとは考へられない。併しながら、所謂「獨房」と呼ばれるかの道德的暗室の中に幽閉されて居る受刑者に對する場合だけは彼れが刑務所の共同、活に應化される時期まで待つか——或る心理的生理的處遇を變改する必要なきために、寧ろこの方が適當ではあるが——さもない限り、成るべく受刑者を移動することなしに、必要な處置とを爲すことが望ましいのである。

四 矯正的處遇

受刑者を社會生活に再應化せしむべき肉體的及び道德的改善に關する科學的處遇の唯一の典型は矯正主義即ち道德的治療制度であるが、この制度の確立は、道德的診斷と矯正上の豫測との二重の基礎の上に於てのみ可能なことである。それ故に、行刑上の處遇は刑務實驗室によりてのみ決定され得るものであつて、實驗室の本質的意義は實にこゝに存するのである。而して豫先的診斷は確定的であり、矯正上の豫測は常に暫定的のものである。然し各受刑者毎に異なるべき現實の處遇は、凡てこの診斷とこの豫測とに従つて考案され、施行さるべきであるの言ふまでもないが、而かもその處遇は就中三つの方面から見て各受刑者に適應したものでなければならぬ。即ち第一には、筋肉の方面體操、競技、軍隊的訓練、皮膚の方面(冷浴及び温浴、灌水浴、水療法)有機的組織の方面(マッサージュ、全體的又は局所的の温熱法又は冷却法)に於ける人體的處遇、第二には、自然的(絶食、乳養、菜食)又は化學的(各種醫藥)方法による生

理的處遇、第三には、受働的方面（讀物、演技、活動寫眞、催眠術、矯正暗示）並びに主動的方面に於ける心理的處遇がそれである。そして最も有効なる手段はこの最後の主動的方面に存するのであつて、その處置は、この矯正場としての刑務所の内外を問はず、進行され得るのである。即ち内部に於ては、所長と收容者との行政的、教育的、及び司法的共力、——例へば受刑者裁判所の方法に於けるそのとき——外部に於ては、觀察期間（Le temps d'epreuve）又は條件附釋放期間中、製作所、工場、田園等に於て保護監視附勞働（Le travail en liberte surveillee）に服せしめたり勞働從事中に、社會的又は家族的の關係、若しくは同職間の仲間入りを助成したり、又は受刑者の全體的行狀に就き、特定團體にその者の行刑的後見を委託したりするがごとき、皆それである。

凡ての矯正處遇は、第一には、本來の個人生活にまで、（クラウゼ）受刑者の應化を第二には、社會生活にまで人間の再應化を——犯罪は社會生活に對する不應化の實證であるから（ガロフアロ）——目標として適用されねばならない、言ひ換へれば、矯正的處遇は、等しく自應化（Individual action）と他應化（Mutual adaptation）とを招來せねばならない。實驗室に於ては、組織的方法により且つ適當なる時期に於て、各受刑者に對し各別の矯正方法が定められる。そしてこの矯正方法は全體に於て二つの方向に分れる。即ちその一は受刑者の獨居であつて、詰り、受刑者をして自己の良心の教化に服せしめようとする趣旨に出づるものであり、他は、他の收容者と接觸せしめること、即ち道德的結合の試みを趣旨とするものである。従つてこの方面に於ては、その必然的結果として受刑者の分類が要求される。しかしこゝに要求される分類は、一つの一般的、不變的性質を帯びた客觀的分類（犯罪の性質、輕重等を分類の客觀的公準とするがごとき）や、人爲的な法律的分類（刑罰の性質及び輕重若しくは刑期によつて決定されたる）ではなしに、常に變化の過程の中に存する主觀的與料（事實）に基いた不確定的な、漸進的な矯正的分類（Classification correctionnelle）でなければならぬ（年齢、健康、清潔、行狀、教育、教化、道德、勞働、能力、そして就中最も重要なものは累犯罪）そしてこの

分類が行刑的個別化の一般的基础となるのである。かくて、刑罰的反動に關する各種の決定、即ち勞役（懲戒的又は職業的）教育（宗教的、道德的、知力的及び技術的）懲罰（剝奪、遲減）褒賞（賞與、進級、釋放の提議）及び條件附釋放の社會的顯證は、悉くこの實驗室から放射することになるのである。

五 矯正記錄 (Las archivos correctionales)

刑務實驗室に附帶する一つの事業は、收容者の行狀に關する與料（事實）を蒐集し、分類し、比較し、且つ決定的にこれを組織立てる記録の編成である、先天的若しくは後天的なる反社會的傾向の増減、その形態（Idiosyncrasy）若しくはその結果（Consequences）を系統的に考察することは、かくの如く組織的に記録されたる與料に基いてのみ、初めて可能なことである。この矯正記録にはまた行刑的處遇の結果が記載される。そしてこれ等の結果は二つの見地から即ち第一には特殊的若しくは個人的に、收容者各自に對する行刑的所遇（それが矯正的所遇に關するかぎり）の結果を、第二には一般的若しくは共通的に、受刑者全體に對する行刑的所遇（それが或る種の刑の適用に關するかぎり）の結果を、第二察するのである、第一の見地に於て確認されたる結果は、豫先的分類の是認又は訂正の基礎となるものであり（一方に於ては矯正の困難又は不能なるものを適當の方法に於て隔離し、他方に於ては改善されたる受刑者のために條件附釋放を提議する）第二の見地に於けるそれは、或る刑若しくは或る刑罰制度の廢止又は創設を要求すべき刑事政策上の題目を準備することになるのである。

六 刑務臨床實驗室 (La clinique penitentiaire)

刑務實驗室外に、而かも刑務所と隔離された場所に、伊太利に於て「刑事臨床實驗室」(Las cliniques criminelles) 42

西班牙に於ける犯罪人の改善

ばれるものが置かれねばならない。即ちそれは、刑罰學若しくは刑務人類學の實物教授即ち刑法と結び付けられた實際問題の實地研究を目的とする設備を言ふのである。この研究の對象をなすものは、所謂、戶外にある犯罪人ではなく、刑務所生活に於て新たに生れた個人なのであるから、私は寧ろこの臨床實驗室を名附けて、「刑務臨床實驗室」と呼びたい。専門家の刑務所見學中、一集合室又は一作業室の中で、所謂刑務所公衆の面前に於て、彼等の犯罪、彼等の過去の習慣、彼等の所謂「秘密病」その他に就て、厄介な訊問を受けることは、彼等に取つては一つの恥辱と感ぜらるゝに違ひない。この恥辱から救はれた生きた患者の研究に基く一つの學校教育の完成は、この設備に於てのみ期待されるものであらう。

七 社會 防 衛

自から防衛すべく餘議なくされて居ながら、而かも他方に於てはその刑事制度に批難を受けつゝある社會は、恰かもその最小の防禦的態度も尙ほ過度とされ、殘忍とされるかの侮辱と憤懣とに衝撃された一人人のようなものである。社會は刑罰手段によるに非ざれば、その内部の敵を防衛することは出来ない。しかるに、社會が若しも威嚇刑を用ふるならば、世人はこれを以て典雅を欠くものと思はるであらうし、また淘汰刑を用ふるならば、必ず人道的精神の痛烈なる批難を免れる譯には行かない。それ故に社會が自滅に陥り若しくは不信を招かざらむがためには、彼れ用のふべき手段は矯正刑 (See Prisoner's Journal) 以外には在り得ないのである。刑罰の目的としての威嚇と淘汰とは、その何れもが既に論争された。即ち前者が無効であるに反して、後者は余りに有効に過ぎるとして批難されたのである。従つて凡ての論争を超越する目的としては、犯罪人の改善以外には在り得ない。そしてそれは、結局、社會そのものの改善、社會生活を構成する諸、素の改善を意味するのである。近代社會に取りて最も緊要なる問題としての犯罪人の改善が、各國

に於て如何様に企圖され、如何様に解決されたかを學ぶことの有益なのは、即ちこれがためである。この貴重なる事業がスペインに於て如何様に追行されたかを、私はこゝに概説しようとする。

八 アメリカ式矯正制度

スペインに於ける犯罪人改善の思想はアメリカから來たものである。十九世紀當初に我々が範を取つたものはファイラデルフィヤその他の著名なる刑務所であつた。尙ほ前世紀の終りに出版されたドラード、モンテローのエリミナ感化院に關する研究(一八九八年)を初め、多數の著者によりて、アメリカの制度は絶へず研究されて居たのであるが、しかしその多くは著書から生れた著書であつて、眞に價値ある研究が我々の前に提供されたのは、一九一二年、當時の行刑監督官フェルナンド・オ、カデルゾーのアメリカ視察の結果に成るものであつた。要するにスペインは、行刑制度に關しては、常にヨーロッパの最も進歩したる國の一つであつたのは勿論、スペインがアメリカ式矯正制度を採用したのは、全く直接輸入の道によつたものである。

九 アメリカ式の適用

アメリカ式感化院の實體、即ちその制度、それが基き且つそれが依つて運用される刑事制度及び法律制度が何であるかは、今日ヨーロッパに於て、何人もこれを知らないものはない。しかし、この主義を自國の現行法制に適應せしむるために、而かも個人主義的政治組織の肅なる範疇内にこれを取り入れるために、一ラテン國民が試みた法制上の過程を識ることは、我々に取りて確かに興味ある事柄である。そしてこれが行刑上の姉妹制度としての不定期刑の絶對的思想が、人權及び民權の舊來の原理を遵奉する一國に於て、果してどの點まで實現の可能性を有つて居るかをすることも

また等しく興味ある一題目たるを失はない。スペインに於けるアメリカ式感化制度の適用は二つの過程によつて行はれた。即ちその一つは法律的表现的のそれであつて、他は慣行的、準在的のそれである。感化制度が外部的に採用されたのは、條件附釋放に關する法律の適用によつてであつたが、しかしこの制度の採用は、我々に取つては、同時に「居住の特許」即ち實際的條件附釋放に關するスペイン刑法の傳説を復活したものにすぎないのである。恐らくは我が矯正院に於て、この幸福なる留置條件が復活されるの日が到來すべきを疑はない。

十 スペイン刑法の傳説

行刑學の先覺トーマス、セルダン、ドウ、タラーダ (Thomas Carham de Tallada) の考證によれば、我々は、既に十六世紀以來、わがスペインに於て不定期刑が認められ、且つ適用されて居たことの光榮を有する。しかし我々が有する限りの初めての立法は、十八世紀以來のことである。一七七一年三月十二日附、チャールス三世の「勅令」(Prisones) が即ちそれであつて、その定むるところによれば、罪狀の最も重き(刑罰の關係に於て)そして判決の定むる刑期満了と同時に、その者を釋放することが、或る大なる不利若しくは危險を伴ふことの明らかなる犯人に對しては留置條件即ち釋放には特許を必要とするの條件を附することが出来たのである。加之、服役中に於ける受刑者の行狀に關する報告に基き檢察官の意見を聽きたる後、判決に署名した上級裁判所によりて、その者の釋放が準備されることになつて居たので、この制度は既に完全の域に達して居たものと言ひ得るのである。

このスペイン刑法に於ける留置條項の傳説は、外國の立法によりて、そして近くスペインその者に於て復活された。メキシコ刑法典、即ち一八七五年十二月七日附普通刑法(第七十一條乃至七十三條)及び一八九四年六月十一日附陸軍刑法(第七六八條)中に、一八八九年二月十五日附、ゴテマテラ刑法(第二十二條)中に、最後には最も近代的に

して最良なる刑法典を代表するスペイン草案即ち一九〇二年のモンテイラ草案第三十三條及び一九一二年の立法委員會草案(第七二條)中に、我々は原名のまゝに再びこの制度を發見する。そして我々自身としては、一九二一年の「基礎」法若しくは原則法に關する我が草案(Revisé Penal n.º 192) 一九二一年一月—三月第二分冊所載「スペイン刑法草案(參照)」中に、これを探り入れることを忘れなかつた。フェデリコラスチオン(セヴィリヤ大學教授)は、最を正しき國民的誇りを以て、這う言ひたい——『留置條件は不定期宣告の先驅ではなしに、名稱を異にせる同一制度である』と。しかし私は附言するであらう、それは決して眞に系統的なものではなく、單に實際的不定期宣告に過ぎなかつた、即ち行刑的見地に於ける一つの不定期宣告であつて、裁判上の見地に於けるそれではなかつた。實際それは執行後に刑期を確定する制度(Système des plines déterminés a posteriori)ではなく、執行前に確定された刑期(Gaine déterminée a priori)の延長(即ち「留置」)にすぎなかつた。しかし、そこには、我々がこの歴史的制度の光を世界の前に引證し得る極めて重要な或る物が存する。前に引用した勅令後、一八八七年八月十二日の勅令(第二十九條)に至るまで、この制度の痕跡が認められ得るのであるが、現行の我が立法に於ては既に消滅して、最早單純なる行刑上の一傳説として殘存するにすぎない。併しそれがスペインの教化的刑罰制度の科學的發達の過程に、今日尙ほ影響を及ぼしつゝある事實を看過してはならぬ。

一一 スペインの刑事立法

スペインに於けるアメリカ式感化制度採用の立法的基礎をなすものは、條件附釋放の法律であつた。しかるにこの條件附釋放の法律は、また更らに、久しき以來スペインの立法によりて採用された二つの行刑制度に基くものである。分類制 (Le système de classification) と階級制 (Le système progressif) とが即ちそれである。

スペインの分類制は既に十六世紀に於てセルダン、ドウ、タラダによりて要求されて居たものであるが、それが確實に制度の上に實現さるゝに至つたのは一八三三年である。従つて、犯罪人の分類は人類學によりてそれが發見されたよりも遙か以前に、スペインの行刑上の實際に於ては既に試みられて居たのであつて、刑事人類學は、單にこの分類にその名稱を附したにすぎない。而してその分類の基礎は、或は「評判の善惡」に、或は「犯罪人と人間との差別、身分及び情狀」に、或は「社會的地位」に、或は「刑罰の輕重及び犯罪の種類」にこれを求むる等、時代によりて必ずしも一様ではなかつたが、一八三三年には「受刑中の行狀」がまた分類の標準として認められて居る。而かもこの時代に於ては、既に受刑者を三階級に分類して、それと別個の監舎に收容して居た。(一八四四年九月五日附監獄則)然るに、かのエルミラ感化院に於て、この三階級が採られたのは、實に三十三年後のことである。それは兎も角として、第二及び第三階級に屬する受刑者は特別の監舎に收容されて居た。そしてそれは矯正刑若しくは懲刑に處せられたものであつて、それと異別の作業室若しくは部屋に、雜居的に拘禁され、各部屋の定員は二十五名に制限されて居た、そして刑期分割の原則によつて全刑期を三分し、各三分の一毎に、各別の部屬を構成する所謂三期行刑制(Trinche penitenciarie)によつて居たのである。

一二二 スペインの階級制度

行刑上の分類に生命を附與するものは階級制度(Système progressif)であつて、要するにそれは一つの新たな勳的分類法に外ならない。分類法が進級的制度に達するに及んで、分類上の「階級」(Categorías)は「期」(Períodos)に變遷した。この制度の條件をなし且つその方式の基礎となるべき期の區分は、人類學の見地から觀て、行刑的再教育の要求する新生活の人為的期別を、生活の自然的期別と同價値のものだとする考へに據つたものである。而して一八〇四年三月二十日

の勳令の結果、既に十九世紀以來わがスペインに於ては、原則として進級的制度が施行されて居たことを認めねばならぬ。それは、まさしく、二つの制度が初めて一つの綜合的制度に統一される過渡時代であつたのである。即ちそこには刑期と職業とに従つて三つの階級が分たれて居る。第一(刑期の最初の三分の一)第二(殘餘の刑期)は何れも夫役の作業に服せしむる受刑者を含むものであり、第三級は技術的作業に服せしむる受刑者を含むものである。そしてそこには進級的要素が認められて居る。即ち「修業成績の不良なものは、何時までも第三級に止り、第三級のものにしても怠惰又はその他批難さるべき事由を存する場合には、夫役の階級(第一階級)に引き戻される」ことになつて居る。しかし累進的階級制度が凡ての細目に亘つて完成されたのは、一八八三年十月八日附マドニッド行刑假施行細則並びに一八八九年十二月二十三日附勅令に於てであつた。そしてこの細則は三期を區分した。即ち第一期は準備及び獨居の時期であり(第二九四條)第二期は沈黙制の下に、學校及び作業室に於て與へられる職業救済(Rehabilitación)の時期であり(第二九六條)第三期は刑期の最後の部分であつて、成績により勞役が免除され、學期の受験資格が認められ、作業室の長(赤色腕章を附した)となるべき可能性が與へられる(第三〇四條三〇七條三一一條)そして進級又は退級は受刑者の得點數及び賞票によりて決定されるのである(第二九八條、二九九條)一八九四年二月二十三日の細則は刑務所長の手に進級の自由裁量を一任する制度を確立した。一八八八年の監獄法草案以來、一般的性質を有する階級制度が認められることになつたのであるが、アイルランド式によるそれが、スペインの全刑務所で擴張するに至つたのは、一九〇一年六月三日附勅令によるものであつて、四期に分たれる。「準備」期(獨居)「授産又は教育期(雜居獨居併用)」「中間」期(等しく雜居混合制)及び「恩典及び賞典」期(條件附釋放と同價値)が即ちそれである(第五、六、七、八條)而してこの制度は一九一三年の行刑法に於て確認されて居る。(未完)

前號卷頭言「刑政家の宿弊」はその前半だけ卷頭言に出て、後半「買務家、時に自己の功績を誇るが爲めに……以下や
 がて海を超へて世界人類の上に輝く日が来るであらう」までは前號懲罰の研究中第九頁三行目以下に原稿が紛れ込みて印
 刷するにまつた、寄稿者並讀者諸彦に申譯ありません。故に前號卷頭言に出なかつた後半を改めて本號卷頭言に(下)と
 して掲載しました御寛恕を乞ふ。

(編輯係)

懲罰の研究(四)

正木亮

一、緒言——二、目的——三、累進制度には如何なる懲罰を通用するか——四、普通懲罰の考——五懲罰各論

第一叱責 第二賞遇停止と賞遇廢止 第三文書圖書の閱讀禁止 第四請願作業停止 第五自辨給養の停止

第六運動停止(以上前號) 第七作業賞與金減削 第八減食

五 懲罰各論(續)

第七作業賞與金減削。此種の懲罰の適否を論ずる前提として先づ作業賞與金の性質を明にしよう。一體作業賞與金な
 るものは、拘禁者の提供する勞力に對する報酬なるや、又は強制作業に對する一種の恩典に過ぎざるかに付ては議論の存

するところである。一八七二年七月八日國際監獄會議の第二部會の席上に於てF. P. F. が「行
 刑の作業は純粹なる刑罰作業であるか、又は授産作業なるべきかの提案を爲し爾來之が論議は繼續せられて居るが、
 仍ちその何れかに定まるによつて、作業賞與金の性質も亦一定することとなるのである。定役に服せしむることが自由
 刑の絶對的要素であるならば、勞力の提供は無償でなければならぬ。若し、定役に服せしむることが職業を授け將來の
 生計を保障することを目的とするものならば、従つて勞力の提供に相應する反對給付を受くるといふ事實を知らしめ、
 職業の趣味を憶へさすことは定役の重大なる内容でなくてはならぬ。此の意味よりすれば作業賞與金もその性質は勞力
 に對する一種の報酬換言すれば勞動の賃金である。

各國の行刑制度は、果してその何れの見解をとつて居るか。事實に於て各國は作業賞與金は刑罰作業に對する一種の
 恩典仍ち賞與であると解釋して居る。又一八八三年に獨逸の監獄協會は作業收益は國家に歸屬するものである、拘禁者
 は之に對して權利を持たぬと決議して居る。従つて、現行の制度上作業賞與金は拘禁者の勤勉、誠實、その他の善行に
 よつて與へらるる一種の賞與金であると解釋すべきである。故に累犯者が初犯者よりも低率に與へられ行狀不良なる有
 技能者が技能劣等にして、而も勤勉案に越へ且溫和なる者よりも低率に與へらるるとも、その處置は行刑官廳が自己の
 權限の範圍内に於て爲す行爲であつて、權利侵害を生ぜざる正當なる行爲である、此の點に付て、特に明かなる規定を
 設けたるものは即ち一九二一年の普魯西亞監獄法草案第九十二條の規定である。同條は一九〇二年のプロシヤ内務省所
 管監獄則に明定してなかつた作業賞與金の性質を法文を以て作業賞與金は賃金に非ざる旨を明かにする爲めに、在監者
 ニハ計算金額ニ對スル支拂請求權ナシ」と掲げて上述の法律上の疑義を解決して呉れた。果して、然らば作業賞與金な
 るものは何時を以つて實際に拘禁者の財産となるかに付ては、同條中に規定するが如く之を交付した時を以つてその時
 期と認むることが適當である。此の理論と吾國監獄法第二十七條第一項に規定する「作業ノ收入ハ總テ國庫ノ所得トス」

との點と第二項にある「在監者ニシテ作業ニ就クモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ作業賞與金ヲ給スルコトヲ得」との點とを綜合比照するならば作業賞與金とは、業者に對し國家が恩典としてその收益の幾分を贈與するに過ぎないものであるから、例令賞與金の率が低くとも亦全く之を與へずとも、それは決して就業者の權利を侵害するといふことは出来ぬ。而して、之等の諸點より作業賞與金減削罰は、之を換言すれば、結局、恩典の剝奪といふ懲罰に他ならぬ。此の意味に於て、吾が輩は作業賞與金減削なる特別な範疇を定めないうで恩典の厚薄を以て内容とする累進制度は自らにして此の種の懲罰を含んで居るものと考へる。

作業賞與金は之を本人に交付した場合には最早之を減削することは出来ぬ。何となれば交付した金銭を例令拘禁者が現に所持して居ても、その賞與金は最早恩典といふ範圍を超へて拘禁者の財産となつて居るからである（草案第九十條第二項）

- 一七 Katsunuma, p. 10, 5323 Anm. 3.
- 一八 Katsunuma, p. 10, 5323.

二九 プロシヤ前案第九十二條第二項「在監者ニハ計算金額の支拂請求權ヲシテ作業賞與金ハ交付ニヨリ始メテ在監者ノ財産トナル但在監者ニ對シテハ作業賞與金ノ減削ノ下ニ前拂ヲ以テ現金ノ賦與ヲ許スコトヲ得

作業賞與金に對し就業者が請求權を有せざるの結果として、作業賞與金を認められたる趣旨は自ら此の外に存しなればならぬ。仍ち賞與金を認める根本の觀念は實に拘禁者が釋放後に於て善良なる人民として、生計を立つるに必要なる資本を作らしめんとするにあることは、著實な家の一般に認むるのみならず國によりては法制上之を明定するところである。我が現行監獄法又は同法施行規則中之に關する規定には之を見るを得ないが、一九〇二年プロシヤ内務監獄則第四百七十七條第四項は賞與金賦與の目的を規定して曰く「作業賞與金ハ之ニ依リ囚人カ出獄後正業ニ復歸スル上ニ便宜ヲ

與へ且本人ニ備へタル保護ヲ助成スルヲ以テ最先ノ目的トス」と又一九二一年の草案第九十二條第五項にも同一規定を置いて居る。此の意味より謂へば作業賞與金は之を例令裁判上の費用又は罰金の爲めに強制執行し又は請求支拂を強要するは叙上の性質を害することとなる。

作業賞與金の性質は右述べたる他尚之を以つて就業者に労働の趣味を憶えしめ貯蓄心を養ふ等行刑上の精神的變化にも影響するところ尠くない。

- 三〇 小河博士同上三〇七頁以下
- 三一 谷田博士獄制研究資料プロシヤ司法監獄規則

如斯賞與金の性質を明かにするに非ざれば監獄法第六十條第九號に規定する一部又は全部の減削を適用することは極めて危険である。例へば將來確實に生計の途にありつく見込あるものに對し、一定の懲罰原因の爲めに一時に賞與金の全部を減削し又は全部に非ずとも釋放後の資材に足らざる程度に減削せばその結果彼は懲罰の爲めに反つて折角の生計計畫を破壊せらるるに至る。而して、その結果は懲罰違反と行刑全部の目的とを比較して行刑の目的は刑務所内の違反事項如何に左右せらるるの結果に立ち至ることとなる。又例へば一違反事項に對し例令ば數百圓の所持者に對する賞與金の減削を僅に十錢、五十錢の小額に止むるならば懲罰は有名無實の結果となり、又將來の賞與金を見越して減削すれば大なる法律違背となる。故に此の種の懲罰に就ては刑務所長の常識と自由判斷の才能とを特に必要とするものである。吾が輩は賞與金の懲罰は之を累進制度自體に組み入れ度い。されど若し此の主張を容れられないで之を存するとすれば結局所長の常識問題として此の種の懲罰を決し度い。

此の種の懲罰を科することは懲罰中の第二位に居る。今之を統計を以て示せば次の通りである。

懲罰の研究

併科罰
男三七七
女五四

單科罰

男五七〇三
女九二

大正九年度を逆上つて見ても矢張り賞與金減削は第二位に居る。

併科罰	男四〇七五 女六七	單科罰	男六四一八 女一二一
-----	--------------	-----	---------------

作業賞與金を科する裁量の標準は之を何に置くべきか。本法が各種の懲罰の列舉主義をとれるところより推定すれば、之を科する標準は作業の督勵、正直等を目安としなければならぬものであるから、例へば通聲談話であるとか争論の如き比較的作業に關する懲罰と縁遠いものは之を他の懲罰を以て制御しなければならぬ、而して現今此の種の懲罰原因とせられて居るものはどんなものであるかを紹介して見よう。

抗命	四三八	物品藏匿	一四〇二	猥褻	九四	暴行	一五〇	物品棄壞	五七五
賭博類似	六七	争論	七八九	物品交換	六〇一	怠役	八八四	毆打	六三四
坐臥不正	二九一	逃走ヲ計ラ ントセシヲ	一二	窃食	四五六	通聲談話	六八二	其他	二四七七

(大正十年)

右の中で作業と最も關係のある怠役に付て見るに賞與金減削罰として科せらるるものは

(大正十年)	併科罰	三〇三	單科罰	五八九
(同年)	併科罰	五八〇	單科罰	二二二

仍ち關係の少ない他の罰が賞與金減削の場合に如何に多數に用ゐられるかと分る。此れ等は懲罰の自由裁量が閑却されて居る結果ではあるまいか。

賞與金減削の額は大正十二年一月一日より同年十月三十一日間仍ち十ヶ月間の調べは總額一萬八千九十圓の多額に上りその中どの程度に減削されるかに付てその概略に就て之を見れば

一圓以下	二、三四四件	二圓以下	一、一九七件	三圓以下	九七八件
五圓以下	一、〇三三件	七圓以下	六四件	十圓以下	三九〇件
二十五圓以下	一〇ナ件	五十圓以下	六〇件	百圓以下	一〇件
百圓以上	二件				

之によれば懲罰が殆んど五圓以下を以て裁定されて居ることは刑務所長が作業賞與金の性質に重きを置いて居る一端を覗ふに充分なる。共に、百圓以上の科罰をなすが如きは時と場合によつて一律には論じ難きも甚だしく賞與金の性質を無視せるように見えて遺憾である。

之を要するに作業賞與金の減削罰は職業訓練の終局目的と關係の深いものであり同時に社會的環境や受刑者の金錢に對する愛着心の程度によつて裁量は裁判官が刑期の裁量の困難を感ずると同じ程度に六ヶ敷きものである。故に吾が輩は此の種の懲罰が公正に効果多く適用される爲めに特に刑務所長の常識と鋭敏なる頭腦を期待するものである。

第八減食 (Schmale Kostung) 減食とは懲罰事項にふれたる者に對し七日間以下の範圍にて拘禁者の食糧の一回分を一分の一又は三分の一に減ぜらるる懲罰である (監獄法第六二條第一〇項同施行規則第一五七條) 此の種の懲罰に就ては

諸國に於ても之を認むるところであつてフランスは三日間以内イタリヤは三日目毎に男子には六ヶ月女子及少年には十ヶ月間以内ベルギーは九日間以内ノールウエーは十二日以内 (但十八歳以上の囚人に限る) バンと水 Water and bread のみを與へることとしプロシヤ新草案も亦同一週間以内の範圍内に於て之を認めて居る (第七〇條第六號) 而して之等の諸國は必ず之を繼續執行することなく例へばイタリヤは三日目毎にベルギー及びドイツは隔日に普通食を與へること

として居る。我が國が之を繼續執行して居る點に比較して大なる差異を認めることが出来るのである。然し乍らその何れの方法によるにせよ減食罰は刑務所の規律を維持する爲めの一種の威嚇罰である。仍ち受罰者に空腹の痛苦を感じしめて善行に向はしめんとするを目的とするものなるが故に一種の體罰たるの性質を有することは何人とも難も之を認むるところである。何となれば答罰が身體に痛苦を與ふると同じく減食は答罰以上に身體に害を及ぼすのである。その實例として吾が輩が一昨年九州地方を巡閱した際、各地の刑務所に於て減食の身體に及ぼす結果を報告せしめたところ計らずも各刑務所の報告が減食三日にて平均殆ど五百匁の體重を減じ、多きは一貫匁の體重の減少する事實を掲げて居た。此の結果は減食は答罰以上に苛酷なる體罰と謂ふことが出来る。

此の意味より吾が輩は第一回の倫敦會議（一八七二年）に於て論ぜられたる監獄内の體罰は之を許す可きやの討論を援用して見たい。刑務の實務家達はその經驗上體罰の威力はよく犯則を鎮壓することが出来るとの理由より大に之が保存を主張した。彼の有名なるイギリスの典獄デユ、ケーン Captain Du Cane インドの典獄モット Dr. Mowatt 等はその代表的人物である。之に反し裁判官や學者達は道德的に又諸種訓育が懲罰以上に効力ある點より之が全廢説を唱へた。彼の有名なるドイツの刑事學者ホルツェンドルフ Karow, Holtzendorff スタインマン Steinmann イギリスのリバープールの判事アスピナル Aspinall 等がそれである。殊にアイランドのチエズ (Ches) は諸種の訓練は體罰に代ふるものだといつて拍手喝采を受けホルツェンドルフはドイツが答罰を止してよりの好結果に於て述べて居る。

如斯體罰の全廢説は既に五十二年より盛んに唱えられて居ながら、今日猶減食罰は各文明國に實施されつゝあることは甚だ不思議なる現象と謂はねばならぬ。殊に答罰と減食とを比較し、何れが重き體罰なりやに考へ至れば輕き答罰が先きに道德的立場より廢されて重き減食罰が盛んに用ゐられて居ることは甚だ矛盾だといはねばならぬ。

三二、一九〇二年プロシヤ内務監獄則一六九條第七號は一週間以内ノ減食に於て規定し「減食朝餐午餐若クハ晚餐ニ於て略

食物ヲ給セス又ハ糧食ヲ水及ヒマンノミニ制限スルニ依リテ之ヲ爲シ隔日ニ之ヲ執行ス」又
 Art. 101, Strafvorsorge im Gefängnisse an In Bayern, § 103 に「當食ヲ減スルコト或ハホトバントナリ外全部

當食ヲ與ケサレト」を規定して居る
 III. Bisher für Gefängnisse, P. VII, § 111

抑も自由刑の内容として制奪すべき自由は如何なる程度に止むべきであるか。謂はずもがな、一八七〇年アメリカのシンシナチ Cincinnati 會議で決せられた様に人間が生れ乍らにして天より與へられたる自由即ち太陽の光線を浴び水を飲み空氣を吸ひ食物を食べるの自由は之を制奪せられ得ざるものである。而して、本刑に於てすらも制奪し得ざるものを懲罰なるが故に制奪し得るの道理は之を認むることか出来ない。此の意味に於て吾が輩はホルツェンドルフ等の述べたる理由を援用し減食罰の全廢を叫ぶものである。

只我が監獄法施行規則のみならず諸國の立法は減食罰適用に際して格段の注意をなすべきことを規定して居る。仍ち同規則第六十條第二項には「監獄醫ヲシテ本人ヲ診斷セシメ其健康ニ害ナシト認メタルトキニ非サレハ懲罰ヲ執行スルコトヲ得ス」と規定し、同百六十一條には「減食(又ハ屏禁)ノ執行中ニ在ル者ハ監獄醫ヲシテ時々其健康ヲ診斷セシム可シ」と規定して居る。此の二條の規、を綜合して嚴格に判斷すれば、減食の執行は事實上續されて然る可きものである。何となれば監獄醫にして減食の執行が健康に害なしと認むる者は恐らく今日の科學時代に於て一人もない筈であるから。

減食の期間に於ては監獄法は七日以内に於て裁量すべきことを規定して居る而してその諸國の立法例は前述せる如く區々である。最長期は果して、何れの國のものに以てよしとするやは、その國民體格、食物の關係等によつて一律に論ずることは出来ない。さり乍ら、多くの國に於て(イタリヤを除く)最長期は一週間を超ゆるものはない。而して此等諸國の國民の營養の吸收率と我國民のそれとは遙かに我國民の方が少く、従つて夫れだけ體格が劣等なることは一般に知るところである。故に此の種の懲罰が我國民體格に影響を及ぼすことも亦決して少くないものなるに拘はらず、而もその期間を諸外國人と同一若くは長く定めたることは吾が輩の首肯し難いところである。

次にその執行方法に於て外國に於ける隔日執行のものと、吾國の如く連續執行のものとは何れがよきかは問題である

實務家の常に経験するが如く受罰者中には隔日執行を苦とするものと然らざるものとがあるが故に之等に就ては立法するに當り、特に注意しなければならぬ問題である。

要するに減食罰は一種の體罰であり同時に威嚇罰そのものである。而して、それは行刑の目的と離れること遠きことはチエーズの謂へる如き眞に名言である。而も、今日此の種の罰が如何に我が刑務所に於て重要視されて居るかは統計の示すところである。仍ち

男七二三四
女一三三三

單科罰

男五一二九
女九二二

實に懲罰件數中第一位にある。而してその違犯原因別はと謂ふに

- 抗命 九四二
- 暴行 三〇六
- 爭論 一三七五
- 歐打 一七六三
- 窃食 五七一
- 物品藏匿 二九〇
- 物品棄壞 三〇〇
- 物品交換 四七一
- 坐臥不正 二五六
- 通聲談話 一〇〇四
- 猥褻 一八六
- 竊癖類似 七六
- 怠役 七九二
- 逃走ヲ計ラントセシ者 一〇
- 其他 三二二四

殆ど違犯原因の何れに對しても一樣に科罰されて居ることは特に注意しなければならぬ點である。吾が輩は此の様な威嚇力のみを信頼し殊に食糧攻めといふが如き、聞くからに下品な、而して人の心を卑しくするが如き懲罰の全廢を要求して止まぬものである。況んや、之が執行され居る國に於ては少くとも保健技師は監獄法施行規則第六十條百六十一條によつて已が天職である醫學の知識を充分に發揮しなければならぬ。何となれば、彼の天職は何人にも容喙されない丈けに右二つの條文によつて保障せられ、而もその條文は保健技師の識見にたよつて、減食の濫用を防がんとするの趣旨によるからである。

茲に注意しなければならぬことは、成長時にある受罰者に對する減食罰を許さざる點である。我監獄法第六十一條は「十八歳未満ノ在監者ニ之ヲ科セス」と明定して居る。之を外國の例に求むるにイタリヤは普通六ヶ月の期間を少年に對しては特に二ヶ月に短縮しノールウエーは十八歳以下の者に之を全廢して居るが國によりては茲に留意されて居ないものがある此の點は大に吾監獄法のすぐれたるところである。

女囚の研究 (二)

佐々木英夫

第三章 囚人の婚姻状態 (二)

表面上女囚の方男囚よりも何故少ないか云ふ説明を爲す前に男子並に女子の罪人の結婚状態に關する材料を提出しようと思ふ。

イタリー (一八九一—一八九五) (二)

〔状態〕	未婚	既婚	課寡
十四歳以上の各團體に於ける人口十萬に對する犯罪者の數	九七八、四七	六二二、二七	二九一、八四

未婚既婚より課寡となるに従つて犯罪の減少するは主として年齢の増加と相關々係にあるべきである。而してパルメーは犯罪は奉氣發動期青年期の間は多いが、晩年は慥に減少するものであることを示した。

(1) Notizie complementari alle statistiche giuridiche penali anni 1890—1895, P. I, II

ネーデルラント (一八九九年) (一)

状态	未婚	既婚	課寡
婚期の男子百人中	三〇・八	五九・一	三六・二
婚期の男子百人中			
婚期の女子百人中			
婚期の女子百人中			
婚期の女囚百人中			

女囚の研究

既婚	五八・八	三六・七	五二・四	五二・六
既寡及離婚	六・四	四・二	一一・四	一〇・七

(1) W. Hooper, Criminality and Economic Conditions-1916. P.450

状態	十二歳以上の男子百人中	男四百人中	十二歳以上の女子百人中	女四百人中
未婚	四九・三	六四・〇	四五・七	四八・五
既婚	四四・八	二六・六	四一・九	三三・〇
既寡	五・五	五・七	一一・七	一一・六
離婚	〇・四	三・七	〇・七	六・九

(1) Die Ergebnisse der Schweizerischen Kriminalstatistik während der Jahre 1893-1896. P.11.

以上の二つの表は未婚者は既婚者よりも犯罪を有するものが一層多いと云ふことを示す然し未婚女子の犯罪は既婚女子の犯罪よりも軽いものであることを示す。次の表は年齢並に婚姻関係の分布を示すものであるから、前の表よりも一層重大なるものである。

ドイツ(一八八八年—一八九三年) (一) 人口十萬の男女に對する犯罪者

年齢	未婚	既婚	既寡又は離婚	年齢	未婚	既婚	既寡又は離婚
一八一—五	六六一・一	—	—	一五一—八	一三二・九	—	—
一八一—二	二九九四・五	六四一三・〇	—	二二—二五	三二〇・〇	三五六六・三	—
二五—三〇	二九・〇・九	二五〇四・七	四二七三・七	三〇—四〇	二八八〇・九	一九六一・二	三七九七・三

女	四〇—五〇	二二〇九・七	一四八七・八	二二六二・三	五〇—六〇	一一四一・九	一〇〇九・八	一一二六七・八
	六〇—以上	四九四・六	四九〇・一	三四二・七				

一八一—五	一四九・五	—	—	一五一—八	三二〇・五	—	—
一八一—二	四一五・二	六〇二・五	—	二二—二五	四一七・五	四六九・九	一三三九・三
二五—三〇	四四〇・七	四五五・五	一一四九・二	三〇—四〇	四四六・二	五〇〇・〇	一〇二九・九
四〇—五〇	二二三四・七	四六八・二	七〇九・九	五〇—六〇	二二一・五	二九九・五	三六九・二
六〇—以上	一〇二二・二	一三三・四	一一一・六				

(1) Aschaffenburg, Crime and Its Repression, Boston, 1913. P.164.

上記の表から若い既婚者即ち十八歳より二十五歳までの人は、同年の未婚者よりも一層罪を犯すものが多いと云ふことが分る。之は更に貧しいにも拘らず、無頓着に早く結婚しか爲めに其の妻子を支持することが出来なくて罪を犯すに至るものである。然し他の年齢を取つて見ると、未婚者は其の犯罪に於ては既婚者よりも勝つてをる。之は一つには家庭生活は之を安定せしめ、依つて以て兇角彼等に犯罪を思ひ止まらせるのに有効であるからであらう然しそれは一度罪を犯したものは罪を犯したとなきものと結婚することが出来ないと云ふ事實に負ふ所が甚だ多いのであり、其の結果未婚者の犯罪を多からしめるといふことになるのである。

既婚女子は上記の表では未婚 子と非常なるコントラストを示してをる何となれば彼等の犯罪は其の生涯を通じて未婚者よりも非常に多いからである。之は未婚者は既婚者よりも罪を犯すものが多いといふことを示す所のオランダヤスイスの表とは矛盾してゐるやうである。然し其等の表は年齢に關しては相違はない、だから同一年齢の中で既婚と未婚と

を比較することが出来るのである。ドイツの特殊的犯罪に關する統計は既婚女子の大犯罪は凌辱に關する犯罪者の數が非常に多いと云ふことを示し、而して治安妨害毆打に關する犯罪が少なくと云ふことを示す。アツシヤツフエンブルグは之は貧民は長屋に群居してをるので、女子間に多くの争を起すと云ふ、事實に依るものであるといふことを主張し。

註 (1) Op. cit. Pp. 161-167

ボンガーは既婚女子にして罪を犯すもの多いのは未婚女子の大多數は貧民階級に於けるよりも中流及上流の階級に於てであると云ふ事實に應ずるものであると云ふ意見を示した。従つて中流及び上流階級に於て比較的犯罪を爲すもの少ないのは此の位置が未婚女子の犯罪を少からしめるのである。不幸にも吾等は他國の女子の犯罪の詳細なる統計を持つて居らないから、吾等はドイツに於ての情況が世界の其他の國々の特質であるか否かを決定することは出来ないといつてゐる。

註 (1) Op. cit. P. 402

寡寡及び離婚者は男女とも犯罪の高率を現はしてをる。之は重に配偶者を失つた結果家庭を破つたといふ障碍から起つたものである然しそれは亦一つには死によつて夫婦の關係が破れたといふ事實によることは疑ないが、又一つには家庭の破壊は犯罪が少ない所の相當に暮して行く階級よりも犯罪の多い所の貧民階級に於て一層起り易いといふ事實によるものである。

之を要するに上記の表によれば女子の犯罪は人又は暴行に關する犯罪よりも寧ろ財産に關するものやうである。又女子の犯罪は男子の犯罪よりも遅く始まるといふことも明である。それは多分女子は家庭にあつて男よりも一層注意深く監督されてをるからであらう。然し女子の犯罪は一層矯正し難いものであるらしい、それは一つには女子の犯罪に對する社會的回復は男子よりも一層困難であるからである。

註 (1) ドイツ (一八八五—九〇) に於ては男四百人に對し女四十一人であつた然し事實によつて其の割合を異にする、公秩に關する犯罪は僅に九パーセント一分であつた、人に對する犯罪は十五パーセント九分である。然るに財産に關する犯罪は二十パーセント八分である。(R. Mayo-Smith, Statistics and Sociology, New York, 1895, P. 277)

(11) 一八八八年に於てはインゲランド及びウェールズの地方刑務所の男囚の二十パーセントは二十一歳以下であつた。女囚にして二十一歳以下のものは僅に十二パーセントに過ぎなかつた。反對に二十一歳より五十歳までの女囚は同年齡の男囚よりは異つて大部分をなす。(W.D. Morrison, Crime and Its Causes, London, 1902, P. 161.)

第四章 男女間の相違

女子の犯罪が男子の犯罪よりも少ないと云ふことを説明せんとすれば吾等は先づ此の關係に大切である所の兩性間の相違を論じなければならぬ。女子の體力が薄弱であることは夜盜や追刺や殺人等の如き大なる體力を要する多くの犯罪は全く出来ないことになつてをる。加之女子は性交に於て受動的であるが爲に假令如何に此等の犯罪を爲さうと思つても強姦の如き性的犯罪を爲すことは殆不可能である。然し中には女子の犯罪の少ないのは一つには道德上勝れてをるからであると信する所の人がある。女子が生來男子よりも道德的であると云ふ意見は段々に勢力を得て來るらしいのである。此の意見に直接に觸れる所の反對論は、各個人の血統は兩性であることである。だから女子は又母の何れよりも同様に遺傳を受けをることは、男子が父母兩性より何れも其の遺傳を受けてをると同様である。加之遺傳に關する新しき研究は兩性は均しく遺傳に力あるものであると云ふ證據を與へた。其の結果最初の女子は天使であつて最初の男子が悪魔であつたと假定しても、次で來る所の世代の兩性遺傳は男女の特質を混合するにちがいない、だから既に男女の個人は天使なる特質と惡魔なる特質とを混合してをるのにちがいない。

同時に第一及び第二の性的特質は繼續するものであると云ふこと及び重に其の關係的兩性によつて導られるものであると云ふことは眞實である。此等の永久的にして顯著なる性的相違の中には道德的相違に對する基礎を見出得るものと思はれる。性的相違は發生的機能より起るものである。母たることは妊娠や授乳等のことがあるので女子より影響を受けることの多いのは父たることが男子より影響を受けるのとは比較にならないほど多い。道德的意義を有する所の主なる相違は母たることが女子の情緒的特質を増すことは父たることが男子の之に應ずる特質を増すよりも多いことは勿論である。

然しこの表面的利益は畢竟疑はしくある。何となればそれに對して十分補ふ所の不利益を有しないからである。女子の大なる感動性は亦品性の大なる不定性と感動性に導く。加之女子の知的成就に對する大脳の裝置は男子のそれと均しくあるのであらう。女子の感動性は男子よりも論理的及び合理的にしないやうにする傾向がある。さて女子の同情的性質から起る所の此等の欠點は道德的意義を持つてをる。道德は只家庭と關係を持つてをるばかりではなくて、大體社會と廣く關係を有するものである。同時に深い同情的性質は兒童の養育に於ても大なる價值を有してゐる。家庭に於ても社會に於ても大體同情的感情は吾等が同情的想像と呼ぶ所の最も複雑にして且つ最も價值ある特質にまで之を轉ずる所の知的案内者を要するのである。要するに吾々は女子は男子よりも一層道德を爲す所の内部的特質を有するといふことを信する理由のないことはエリスの云ふ通りである。だから吾等は表面上犯罪の少ないことに關する説明は外に求めなければならぬであらう。

表面上男子の犯罪が高率であることに關して、用ゐられた所の他の性的相違は男子の變化性の大きいと云ふことである。大きな證據は生理學者及心理學者によりて積まれたそれによれば男性は女性よりも一層變化のあるものであることを示してをる。此の事實は恐らく女子は男子よりも子供に類似してをると云ふ事實に關係を持つてをるものであら

う。加之屢々男性は分解的であり女性は構成的であると云ふことが主張される。即ち男性は一層活動的であり且つ創始的であると云はれる。かくてエネルギー、一層自由に用ふる、所が女子は一層受動的であり且つエネルギーを貯蔵すると云はれてをる。此等の凡ての相違と主張された相違に關する説明は女子の性的特質は出産と云ふことで非常に特殊化されてであると云ふことは疑はない。従つて女子の生殖機能に於て特殊化されてをる事と云ふことを除いては女子は男子と區別することは出来ない、而して女子のエネルギーと活力とは其の發生的機能の完成の爲めに引き抜かれてある。

或る著者は此等の性的相違の存在することを疑つた。決定的に其の存在を證明することは容易なことでないといふのが眞實である。何となれば單位を決定することが困難であり且つ兩性内に於ける其の比較的變化性を承認することは容易ではないと云ふのが眞實である何となれば環境及び社會的要素が兩性の相關的活動に影響するからである。然し男性罪にまで導く所のある方法に於て女性よりも以上に變化するらしくある。吾等の目的に對する此の大なる變化性の意義は男性は犯罪よりも以上であることを示す、而して精神病者も亦女子よりも男子の方が多くであらう。男性は他の關係に於ても同様に正常よりも一層變化あるものである。而してそれが犯罪に導くのである。

非常的活動及天才の方面に於ても亦男性は女性よりも變化あるものだといふことは附加することは必要ではない。だから有害なる方面に於て多種多様であることが其必要な方面に於て十分に償はれてをると云ふことは疑はしいことである。

註 (1) Havelock Ellis, Man and woman, Sheel, London, 1914

(11) Opdat. W. I. Tho mas, Sex and Society, Chicago, 1907

主義者は如何に教誨すべきか

荊屋 老龜

主義者に對する教誨は如何にすべきか、主義者に對する釋放後の保護は如何にすべきか。これらの問題は行刑上既に古い問題となつて居るが、而かも難題であつて容易に解決はつかぬ問題である。主義者の受刑者を取扱つて居る刑務所も、少し前までは東京及びその他の大都會に止まつて居つたが、今や全国的に主義者又は準主義者を收容するやうにまで擴張してきた事は、誠に恐るべき現象で、且つ輕んずべからざる大問題である。故に全國の行刑關係者は此問題に對する相當の研究を試みて居らるゝ筈で、隨つて貴重なる意見を懷抱されて居るであらうと考へる。今は唯我輩の管見と僅かばかりの經驗とを述べて大方の教を乞ふの端緒としたい。

「一」 主義者の懷抱せる思想の誤謬を正し、

理智的に屈服せしめんと努力するの可否
我輩も嘗てかくの如き教誨方針を採り、彼等と議論を下して教誨といふよりは寧ろ意見の交換を試みた事がある然るに我輩としては成功せざるのみならず、反つて失敗に終つた。無論主義者といふ中には色々の主義があつて、一口に危険呼ばはりも出来なければ、中には尤も至極と思はる思想を持つて居るものもある。これら諸種の主義思想に對して論難攻撃を試みて、屈服せしめんとするには、豫め深き研究と厚き理解とを用意せねばならぬのである。然るに我輩の此等に對する智識は數卷の小冊子と片々たる雜誌記事位のものに止まり何等深奥なる専門的研究を遂げて居らぬといふのが偽らざる告白である。先方は主義思想の全體までは兎も角、自己の關係せる主義に對しては相當の研

究を積んで居るもので、それ故に注意人物となり犯罪者となり、生命を賭するほどの信念を以て突進し來つた勇者である。その論鋒の徹底的に鋭き事は豫想以上のものである事は、彼等に接するものゝ首肯するところである。されば我輩の如き局外的淺薄なる智識を以て——殊に主義思想に對する何等信念のない頭腦を以てしては、太刀打は出来兼ねる事を自覺せねばならぬ。若し我輩如き素人に拗ち伏せらるゝやうな主義者ならば、敢て有力なる主義者でもなければ恐るべき思想の持主でもない、ほんの片々たる氣紛れものに過ぎない程度のものである。そこで我輩は彼等を正面攻撃で以て屈伏せしめやうといふ方法は、甚だ面白からざる方針であることを悟り、別に何等かの奇策はないものかと暫く鳴りを鎮めて考へた。

「二」 主義思想の誤れる事を説示せず、放任し て自然の反省に委するの可否

如かずとするも、また一の賢き方法なりと信するのである然るに此方法の中には成効するものもなきに非ざるも中には放任せられたる事を怨み、自分は社會の凡てから敵視されて居るのみならず、教誨師からまでも、捨てられたとして、自暴自棄に陥つて益々惡傾向を増長せしめる事になるものがある。殊に獨房などに訪問して彼れが隣り近處に聞へよがしに、思想の宣傳を兼ねた談話を避けるには、此放任主義も一の手段であると考へられるのであるが、彼れ等はすべてを惡解して、教誨師の冷不親切を怨み、結局敵意を抱いて釋放し、はては尾に錯つけた攻撃文を社會に公にして、知らざるものをして眞に然るかと思はせしむるが落ちである。故に放任自省の方法は良策でないと信するに至つたのである。

「三」 主義思想の問題には觸れず、別に信仰問題 を提げて説服するの可否、

説かざるは寧ろ説くの愚に勝る。釋尊に不説の説あり、房内に靜默幾日、彼自身に 往の出來事と將來の結果とを考へさせ、天然自然の反省によりてその非を悟らしむるに

主義者は如何に教誨すべきか

なる或宗教の信仰者である。之と相對して信仰を語り、信仰問題を下して新らたなる彼等の興味をそゝる事は我輩の得意とするところであつて且つ彼等も寧ろ新味を感得するのである。その補助としては常に適當なる書籍を貸與し書籍の内容を中心として信仰味を語り合ふ事が、益々教誨能率を擧ぐる所以となるのである、これは一面彼等主義者

がその常例として主義思想に關する研究資料たる、内外書籍を涉獵せんとするの慾望を轉換せしむるの利益がある。

此方法は一種の中心轉換であつて、信仰的思索の深くなるだけそれだけ主義思想に薄くなり得る可能性を持つのである。此方法で間接に主義思想の誤謬から脱出して信仰の人となつて釋放したるものもある、それまでに至らぬとしても確かに收容中主義思想を研究せんとした彼等の希望を一轉せしめて、案外のものゝ研究し得たといふ喜びを以て釋放せしめることが出来る。

此方法は無論百發百中のものではない。所謂縁なき茶室は度し難しで、どんなに教誨師が努力しても、信仰問題などには徹頭徹尾耳をも貸さぬといふ難攻不落のものもある。

る。これは致方がない、普通のもので百人が百人、教誨の努力に服従するものではない以上、主義者の如き謂はゞ變り者が、容易に此目的に副ふてくれる筈はないのである。然し比較的効力のある方法として、中心轉換主義が良いやうに思はれるといふことを告げらるるに吝ならざるものである。

主義者の中には、收容後の刑務所を一々批評の的として論議するの資料とするものがある。恰も最近我輩の引見したる一人は、或機關新聞に朝憲案亂に關する記事を載せたために、四個月の重禁錮に處せられて居るものであるが、新入教誨に於ける教誨師の教誨が、寧ろ訊問に近くして教誨味が薄かつたとか、教誨師の席が受刑者を眼下に見下すやうに出来て居るのは第一印象として不快の感を與へたとか、獨居者を教誨堂の統集教誨に出さぬのが不當であるとか、教誨師の獨居房、殊に我々主義者を訪問する教誨が少いのは不親切であるとか、精神病者が出来るのは教誨師の親切が足りないからであるとか、他の受刑者が教誨を批評

する談話を或機會に聞いたが、余りよく言はなかつたとか、さては運動時間の不足、醫師の不親切、看守の非常識など、並べたてる事、約二時間ばかり不平の陳列をして、釋放後は之を書いて提出するから見て貰ひたいなど、結局行刑の改良を計るの意味にて、我輩に教へて呉れたのである。我輩は之に對して敢て辨解がましく説明はしないが、獨居から見た刑務所は眞の見解でない事、教誨師の任務はこれのの仕事があるといふ事、不親切を怨むものもある一面には、非常に感謝して釋放後に至るも謝恩の意を表して喜ぶものゝある事、その他色々の事實を舉示して、最

後に要するに教誨師自身の不徳にして君達の希望に副ふ能はざるは慚愧に堪へざる旨を説いて、希くばかくの如き場所に再び來らざるやう切に祈ると結びて別れた事である。受刑者の千人が譽めてくれても、一人が不平をいふてくれるのは、教誨師としては甚だ苦しい我輩たるもの亦此の如き不平家に對して多大の氣の毒さを感じざるを得ない次第である。

前陳の主義者教誨方針は、敢て萬能のものではない以上、此外に必キ有力にして且つ奇抜なる方法もあるであらう。希くば珍藏の秘訣を公開するに吝なる勿れ。

行刑衛生に就いて

向井乾山生

一 受刑者の醫療的處遇法

受刑者の傷痍疾病を診療するに當りて毎常感ずるは其の

榮養状態、勞働即ち作業の適否、居室内の寒暖の程度及空氣の流通、光線射入の良否等の受刑者の肉體及精神上に及ぼす影響等の大に顧慮を要する所である。彼等の自由拘束

は治療投薬及攝生等には大に便益を得る事あれども、前記の諸因が其治病上に概して不良の影響を與ふるのである、即ち一般社會の傷病者を治療するのと其の趣きを異にし、傷痍に手當を加へ、疾病に投薬したとて事足れりとする譯にはならぬ、前記不良なる諸種の因を除く事に注意せねばならぬ。

彼等受刑者は自己身體の保健と云ふ事に付ては、社會に於ける一般民衆に比し遙かに注意を拂ふものである。即ち些少なる創痍疾病も等閑に附しようとはしない、必ず治療を受けて治癒せしめようとする意心の強きものである。此の事實は刑務所内では診療投薬は乞ふに従て無料給付を受けるの便あると詐病又は誇大症を構へて不就業に刑罰を送り、又は怠惰安逸を食らんとする卑劣心のみではない他に一種異りたる原因の存するものである、即ち彼等は自由拘束と云ふ鐵鎖か、常に其身邊に楯楯に纏繞し、大なる苦痛を精神及肉體に感受すると、他方には彼等は自己の榮養率が安價の粗食に依りて極度に制限せられ居るを以て、一歩自己の身體が病魔の侵襲を受ける場合には其病魔の威力

に拮抗する體力なく、其毒毒の甚大なる事を恐れ、其健康の容易に復舊し難きを恐るると、一面には刑務所に於て罹病就床の際は、親類縁者の訪れて温き慰問看護を受けるの由なく、孤獨冷かなる床上に呷吟するの悲惨なる情況を知るが故に、與へられたる自由の範圍に於て努めて健康を保持せんとする可憐なる心理がある事を忘れてはならぬ。

されば彼等が犯せる罪は悪むべく、彼等が心情は如何なるとも其健康を保持せしむるに付ては、大に同情を寄せ診療投薬に當ては仁慈的であらねばならない。如何に殊猛なる罪種に屬するものも犯罪に犯罪を累ね、殆ど終生刑務所生活を續けるものでも全精神領域の極悪化したものではない、必ず意識領中の何れにか良性的の餘燼が存在するものなるは實證せらるる處である。此餘燼は教訓戒護は勿論疾病治療の効果を以て再焔せしめることが出来る、例之受刑者中難病不治として危篤に陥りたるものが同情ある診に依りて快癒したる場合の如き、一時的なりとも眞手改善を心に誓ふが如きことあり、又常に神としても依頼するは醫療で

あると病弱者でない強健な者まで此言を發するを、閑人等は如何に巧妙に假面を被るとも鑑定診査には困難な事なく發覺し得るが、萬一其詐病に誤まれる様な事があつてはならない、大に緊張して其動作を鑑査せねばならないと思ふ。

機質的疾患の詐病は受刑者に日 遭遇することが多い。例之消化不良とか胃痛とかリユマチス性疼痛又は視力の障害頭痛などの一時的の詐病がある。又少しの疾患を誇大に訴ふることも度々である。此等は多く自覺症で他覺的には一寸判然しないが、注意して受刑者の性質自らの境遇殊に處遇上の關係を考査すると、大低判然するし、且つ此詐病又は誇張も一時的で、一日間の休養を得たいとか、作業を轉じたいとか、受刑者相互居房の折合ひ感情の衝突等で、其方の不平が除去されれば消失するものである。又治癒するものであるが、決して瞞着されてはならない、萬一偽瞞の成功せられたる時は、内心嘲笑するのみにあらず、醫療の神聖を傷ひ延いては行刑の目的を阻碍することがあると思ふ。

二 詐病及疾病の誇大癖

精神的及神經系統の疾患の詐病は刑の未定の際に拘留場などで遭遇する事は屢々である。殊に其犯罪が兇悪性を帯びたるものは、其詐病に依て法律上の制裁を避けんとし、少なくとも其罪の輕減を受けんとする狡猾を絞るが、之れ

而し刑の未決の者は兎も角受刑者は其詐病なることを目

行刑衛生に就いて

の當り詰責する時は非常な憤怒をなし、又は何處までも自己の意志を貫徹し様とし後得を貽すことがある故に、此等の頑迷なる者には慎重に其不心得を諭すのがよいと思ふ。そして醫治的方面以外の不平より来る者には、凡ての行刑官と連繼を採りて其不平を除去するの方便がよいと思ふ。某古參の看守長で多年戒護の方面に直接した人の話によると、受刑者が全然病氣でなくとも種々難多の關係から、何んとなく氣塞きがすると云ふ様な時に、一日間の休養を得たいと思ふて診察を乞ふものがある、其時に醫治加療の要なしとし、不投藥不休業となる時には、其受刑者は非常に偏執的性向となりて、度し難き状態となることがあると云ふたが、そんな事もあり得ることだらうと思ふ。

三 醫療器具及藥品の限定

方今社會一般の醫學は時進日歩の状態にあり、昨日の良藥も今日は陳舊に屬し、新藥の各種疾患に對して著効ありと宣傳せらるゝもの無數にして、其應接に遑なき状態である。新療具の發見も又なか／＼に繁多である。而し其實効

に就ては完全無缺のもの少なく往々疑問さへ附するものも少なくないから、其取捨に當りては大に考慮を要する次第である。然しながら其新藥新療具が舊來のものに比して多少なりとも効力が勝れりとせば、治病上に參考に供するは勿論奏効確實なりとせられたるものあれば、刑務所内限定藥品中に記載なきも、事情の許す限りは之れを投藥して、日進醫學の恩恵に浴せしむる事にしたい。徒らに規則に拘泥して嘆を後々に受くるが如きは吾人の求めざる處である。療具及藥品の限定規則は其主旨は効力不確實のものを試用し、又は同一効力にして而かも市價の高値なるを用ひず、其亂費を防ぎたるにありと覺ゆれば、吾人は此意を體して費用を節すると同時に、所定外と雖、開かれたる道に依つて申請許可を得て、治療に萬全を期、たい。

四 犯罪と精神缺陷と肉體缺陷の三角關係

元より専門的智識のない平輩刑法などの分り様のないことは勿論であるが、一寸予輩の思ふ處を披瀝して間違ひを直して頂きたいと思ふ。

犯罪と精神關係に付ては随分と論究せられて間隙がない。法を犯すべき意志なき行為、心神喪失者の行為は之れを罰せず、心神耗弱者の行為は其刑を減免すとありて法犯行為に對し明らかに精神の責任能力の有無が認められてあるが、肉體的欠陥に對しては刑の減免の記事が存在しない様に思はれる。科刑標準は其意志の發現度に犯罪の結果を加味するは云ふ迄もないが、精神と肉體とは双合體で決して相離れて存在するものでない以上其犯かせる如何程度即ち其意志行為が人類共存の義に如何程達さざるとも、如何程非社會的であらふとも精神的欠陥者に對して刑の量定に等差減免を生ずるなれば、肉體的欠陥者に對しても刑の量定に等差を附し減免し得る箇條を刑法中に見出したいのである。

刑の目的は國家の安寧秩序を支持し、國民共同の幸福を得るにあるから刑法に於て威嚇的條文のあるは勿論だが、受刑者に對しては改過遷善が含有せねばならないと思ふ。科刑と行刑とは全然別個視する事は出来ない、肉體的缺陷の著大なるものに其犯跡重大なりとて長期の刑を科したり

とて、本人に對する効果は疑はしい感がある。心神喪失者の法犯行為に對して科刑せず心神耗弱者に對して刑の減免をするのも本人に對して効果を求め得ないからである。死刑は別として肉體的缺陷の著大なるものに十年の科刑し或は又老齡常に看護を要する程のものに比較的長期の刑を科せられたるを見る。例えヨボ／＼の老が他人の財貨を窃取したりとて、累犯者の故を以て刑の加重にて四九年の刑を科せられ、獄舎に呻吟するを見るが此れ等の者が無事釋放し得るや否やが問題である。若しも満足に刑期を終りて釋放されたりとしても、其釋放後の活路は何處に求め得るのであるふか。斯の如き者に嚴刑を科して本人に改過遷善の効果があるであらふか。刑法に威嚇的効力はあるかも知れないが、是等の點は刑法の法文が實社會の現状に適合しない一種の矛盾ではなからふか。勿論特赦令もあり、刑の執行停止執行猶豫の諸令もあるが、其れは科刑後の一種の行政處分に過ぎないのである。刑法中には意志の不健全なるものは認めてあるが肉體的健全のものには認められない即ち肉體的缺陷は如何に大であらふとも科刑率に異動はない

行刑衛生について

のである。兩眼の殆ど失明に近きもの、不具の著大なるもの、痼疾の頑強なるもの等、其肉體的缺陷の程度は随分と雑多であるが、此等のものには健者と同等に科刑せらるゝ、であるふか。若し同等に科刑せられぬとせば、其標準は如何であるふ。常に保健の職に従ふ醫師其者すら困難なるに健康に關して何等關係のなき判官が、其適用を誤まるのは當然である。近來刑事訴訟法の改正の結果、陪審制となつたに付て、此際其陪審に保健衛生の公職にあるものを参加せしめて、科刑の實體たる健康を考查することにしては如何なるものか。此れは實際上の問題で他に方法が目下存置せらるゝなれば淺見の干輩に御教示を乞ふ次第である。

五 刑務職員及家族の醫療的設備

全國の刑務所に勤務する執務人員は随分と澤山である。而して一刑務所に百人以上の執務人員の存在する刑務所は多數であるにも拘らず其執務人員は家族に對する醫療的機關の設備の完全でない様に思はれる。此事項は二三の刑務所に於ては相當設備されてあるが、一般的には不備と云ふ

ことが出来る、故に同一規約の下に本省に於て統一的に治療機關を設け、其經費の幾分の補助ありたいと思ふ。受刑者を戒護する行刑勤務のものは警察官等と比較して心神體力を勞すること多大である。警察官は社會と常に交渉を有するを以て、場面が斷へず轉回して倦怠を感ずることはないが、刑務所内にては終始受刑者と云ふ色採の變化しないものに當面するのであるから、倦怠を感じ易いのに受刑者は自己の拘束より脱せようとするのであるから寸時の間隙も油斷も出来ない。加之勤務時間も長く、二交代制が多いから星を載いて出勤し、星を載いて歸路に着く状態であるが故に、其疲勞の多き事は一通りでなからうと思はれる。然るに之れに反し、其受くる給與は比較的少ないから、家族等の疾病の場合に非常に困難を感ずると云ふことであるから、治療的機關を設けて生活に加はる脅威を軽減したいと思ふのである。百人以上も勤務人員のある所なれば、家族を推算せば五百人以上も總人員があるから其家族中には病者も不尠と思ふ、其治療費の軽減補助をして遣りたい其具體的方法は研究を遂げられた所もあるから其所に付て考察を得れば統一も出來經費もあまり多く要しないと思ふ。

少年刑務所に於ける

教務の考察

(續き)

吉留 義憲

三 刑務教育上に於ける

特殊教育の要點

余は上來人には個人差と限界された、特性を有する事を叙述したやうに、低能者は到底獨立して、社會に順應する事の出來ない限界を持つもので、其精神素質を始めから亨

けて生れ來た不幸兒である。若し吾人が此理解なくして、彼等を放任して矯正の考慮を拂はないならば、社會に益々冗費の負擔を増さしむる端根事で、刑務教育上の重大問題である。故に吾人は一人の低能兒、それは一個の人間の存在と云ふ觀念から、人道的見地に立ちて、救済すべき道を謀ぜねばならぬ。換言すれば彼等に對する教育に依つて、彼等が社會の負擔にならぬ様に、出來得るだけ善意に幸福

な生活を辿るやうに、出來得るだけ社會に害を流さぬ様に、其の知能に相當した適當な生活訓練の教育を授け、また實用的な職業的訓練を授けて、生活を安定な環境の内に置かしむる事の重要な事を考察するのである。更に之を劣等兒に見るも亦た、其生活訓練と職業的訓練を必要とするのである、それは即ち低能兒と同様に、社會の一員として生存なさしむるために、肝要な事柄である、されども其教育的方法が知能不同に對して、劃一的な二部教授の下に斷行されるならば、彼等の缺陷矯正適されずして、精神的に築かれる知識は、前章に述べる様に無駄に終るのである。

刑務教育——それは時代的推移を考察された、特殊の設備を必要とする教育であらねばならぬ。彼等がまづ入所して來たなれば、獨居拘禁中に教誨師は、彼等の經歷境遇等を(教誨に就て所論したやうに)調査すると共に、教師は彼等の知能が何年に相當するかを、メンタルテストに依つて精密に測定せねばならぬ。而して其兒童が低能なるか劣等兒か或は正常兒童かを調査したならば、其低能、劣等が如何なる原因なるかを保健技師に依頼せねばならぬ。随つ

て保健技師は、其原因が胚子發生の障礙（先天的）か、胎兒期に於ける障礙（胎盤傳染梅毒）か、或は生後的の疾患（後天的）なるか、若しそれが、腦性疾患即ち流行性腦脊髄膜炎、腦膜炎、腦性小兒痲痺、急性小兒炎、頭蓋損傷等の原因で、腦の機能に障礙を與へてゐる、低能兒か劣等兒か又は後天的に障礙を招致した、難聴及視力障礙者か、更に腺様増殖及扁桃腺肥大による、知識獲得の障礙をなす疾病者か、寄生蟲に原因する營養不良に陥つた者かを精査して、是等の疾病有無の診斷に忠實であらねばならぬ。而して其疾病が治癒の見込のある者には、速に治療を施して驅除せしめねばならぬ。然る後吾人は彼等の知能年齢に順じて合理的に彼等が幸福になるやう、意志的訓練の教育を採用する事が重要である。

特殊教育——それは、彼等を如何なる形式の下に矯正するか、又彼等を如何なる實質的の下に指導して、通常の幸福を得せしめるかと云ふ問題であらねばならぬ。彼等は此教育なくしては、到底救はれ様がないのである。故に一つの學科を課するにも、吾人は其の課する事に目的を置くより

も、一種の意志的に訓練を意味した学習を課さねばならぬ。換言すれば實生活を基調としたもので、彼等が直ちに生活に役立つ實科が課せられねばならぬ。即ち現下識者間に唱導されてゐる様に、其作業實科が農業が第一で、手工、指物、編物等を個性的に課する事が妥當であるやうに、經濟的でなく政策的に、傳統的な過去の教育形式及其實質を根本的に改め、刑務教育上に作業實科と教育との聯絡を保つ、特殊な授産的教育機關の設備を急務とせなければならぬ。殊に彼等は自己の知能年齢の示す、單純な記憶や器械的聯想作業には可能である、而して其仕事の對象が興味の性質を持つものであれば、器械化されつゝ、其上に一つ／＼意義ある作業を積んで行く事も可能性である。然るに彼等の再犯それが、家庭貧困、環境、保護等種々原因とは云へ、出所後社會的に實生活する職業的教育訓練が、過去の行刑上合理的に考慮されてなかつた所産が、彼等の本能的特性を發揮せしめた近因なる事を、余は再犯者新入教誨に經驗するのである。故に知能上類推作用を要するやうな教育は彼等の仲間における優秀兒童にこそ意義があるが低能

兒及劣等兒には餘り意義を有せぬのである。茲に於て習學上には限界された彼等の知能を正格に矯正して、其境遇上實活を本意とする、意志的職業訓練の教育であらねばならぬ、而して彼等の出所後に對する考慮が、刑務作業（實科）教育と統一的聯絡を缺く設備のない片落の習學は、結局行刑上効果の怪しい、國家の冗費問題になつて仕舞ふのであらう。

これを劣等兒に考察するも、彼等を意志的や動作的に訓練して、生活の良習慣に導くと共に、職業への聯絡が重要である。殊に彼等は前述した様に、疾病、學校缺席、家庭情味の飢餓、貧民窟の環境、孤獨等種々なる事狀の爲に、特殊の知能に缺陷を惹起した者であるから、教育的測定の方法に依つて、其知能の缺陷を探查し、其恢復の見込の者には知能教育を施して、行刑作業との聯絡統一をなす教育を採らねばならぬ。而して彼等の知能未發達に起因する、不潔、怠惰、動作の遲鈍、行爲の本能的矯正が、知能年齢の個人差に分類されて、意志的知能訓練の實際的生活を本意とする事が、最も緊要な意義を有する、特殊教育である

事を考察するのである。

附 看讀書籍と補習教育（本項は他日改題の下に變態心理と其教育に就て所論する考へなり）

四 結 論

余は上來所論した様に、人には先天的及後天的に、精神能力に階段がある。而して低能兒の如き限界された個人差には、教養上に新しい方法を探らなければ、其矯正を徹底せしむる事は、如何とも爲す事が出来ないのである。又人の知能發達は、平均十三四歳であると云ふガダードの説の如きは、未解決であつた兒童矯正上の根本指針で、傳統的な刑務少年教育の思想を破壊せしめて、吾人の努力に新しい種々な問題を示唆するものである。吾人は此社會的思潮を考察して、自己に係る使命の任務を、合理的有意義に達成せしむる爲めに、從來に於ける教育形式及實質の革新を高調せなければならぬ。而して國家が再犯兒童に對する冗費防遏に、知能の個人差に對する、分類的の教育を施

し、兒童出所後の生活の爲に、意義ある職業への聯絡を圖る特殊教育の設備が急務である事を主張することは、時代推移に伴ふ行刑上當然の緊要事たる事を信する者である。

感化教養それは行刑上の生命たると同時に、行刑機關中の美しい仕事の一つである。されども其運用の當を缺くならば、蓋し努力の空費と其効果が結局浪費に終るであらう。

吾人は知能未發達な多くの兒童に對して、何が最も時代的に賢い處置であるかを考察せねばならぬ。彼等の不良行為を矯正問題に對する究極的の統制が、總ての行刑方面に知能、階段即ち個人差に決定されなくてはならぬ。吾人はそ

こに、種々なる教化運用の妙を捕へる事が體驗せらるゝのである。即ち或者は先天的改善不能者として、最善の教育方法を課せらるべく、或者には努力の重要を認めて特別な

ベストを要すべく、或者には天賦の材能に教養を加へて、其個性の發達を圖り社會の良民に復歸せしむる等其要點を捕へる事が出来るのである。然るに級級制度、累進制度の拘禁が、知能年齢に於ける個人差を考慮されずして、傳統的

に一體に教養を施さるゝならば、彼等の本能生活、感情生活は、相互に悪い影響を蒙らしむるのである。殊に訓練を要する本能或は行動の修練は到底有終の美を得る事は望まれないであらう。余は近世科學の進歩が精神方面の利用を、兒童教育上に採用することが決して貧弱でなく、過渡期に於ける、行刑教育上に最も賢い應用だと強調したいのである。

余は少年刑務所に於ける教務の考察として、研究の一端を叙述して來たが、吾人の使命は前途遼遠である。而して社會文化の所産として、斯界に對する識者の文獻が、享樂的或は悅樂的更に遊戯的に、現代人の心理的一特徴が認められて來たやうである。それは道德的の評價でなくまた批判でもない、たゞ時代的人心の特性として心理的傾向の考察である。即ち近來文化の進歩に伴ふ知識欲が、斯界の事柄の心髓に向つて會得せんと焦慮する結果が、斯道發達の一原動力としての産物に於て、會得、了解、觀照それが一つの興味としての享樂、また了解としての悅樂であつて、是等の了解された事柄を把往さるゝ事なく、それを遊戯的或は

悅樂的に研究して、更に實行上の考慮も亦た實行上の強請もされないのである。たゞ知識欲の享樂は深く奥義を究めんとする努力が、専門家的に遂行されるのではなく、たゞ時代的流行の事柄に理解と觀照を目的とする高等な享樂、悅樂、遊戯であるやうである。併し之が時代に適不適當かを今論せんとするのではない。こんな時代的一傾向が、我刑務界の思想中に擡頭し始めて來た様に認めるのである。換言すれば、行刑に於ける高等な知力の發達それが、過去の經驗を學理的に精練される所産に、行刑上重要な文獻が、

たゞ悅樂的或は享樂的に論ぜられ、また一般的にそれが興味の遊戯的に看過される、刑務官吏の、實行に對する意思の痺痺を示す、時代的一傾向だと思ふのである。茲に於て吾人は悅樂的觀照でなく、享樂的の了解でなく、遊戯的の會得でなく、眞に専門家となつて、時代の推移を考察し、如何にせば犯罪兒童を有意義的に、出來得るだけ幸福になさしめるかの、研究に努力を要する行刑過渡期の時代だを考察するのである。(終)

に一緒に教養を施さるゝならば、彼等の本能生活、感情生活は、相互に悪い影響を蒙らしむるのである。殊に訓練を要する本能或は行動の修練は到底有終の美を得る事は望まれないであらう。余は近世科學の進歩が精神方面の利用を、兒童教育上に採用することが決して貧弱でなく、過渡期に於ける、行刑教育上に最も賢い應用だと強調したいのである。

余は少年刑務所に於ける教務の考察として、研究の一端を叙述して來たが、吾人の使命は前途遼遠である。而して社會文化の所産として、斯界に對する識者の文獻が、享樂的或は悅樂的更に遊戯的に、現代人の心理的一特徴が認められて來たやうである。それは道德的の評價でなくまた批判でもない、たゞ時代的人心の特性として心理的傾向の考察である。即ち近來文化の進歩に伴ふ知識欲が、斯界の事柄の心髓に向つて會得せんと焦慮する結果が、斯道發達の一原動力としての産物に於て、會得、了解、觀照それが一つの興味としての享樂、また了解としての悅樂であつて、是等の了解された事柄を把往さるゝ事なく、それを遊戯的或は

悅樂的に研究して、更に實行上の考慮も亦た實行上の強請もされないのである。たゞ知識欲の享樂は深く奥義を究めんとする努力が、専門家的に遂行されるのではなく、たゞ時代的流行の事柄に理解と觀照を目的とする高等な享樂、悅樂、遊戯であるやうである。併し之が時代に適不適當かを今論せんとするのではない。こんな時代的一傾向が、我刑務界の思想中に擡頭し始めて來た様に認めるのである。換言すれば、行刑に於ける高等な知力の發達それが、過去の經驗を學理的に精練される所産に、行刑上重要な文獻が、

たゞ悅樂的或は享樂的に論ぜられ、また一般的にそれが興味の遊戯的に看過される、刑務官吏の、實行に對する意思の痺痺を示す、時代的一傾向だと思ふのである。茲に於て吾人は悅樂的觀照でなく、享樂的の了解でなく、遊戯的の會得でなく、眞に専門家となつて、時代の推移を考察し、如何にせば犯罪兒童を有意義的に、出來得るだけ幸福になさしめるかの、研究に努力を要する行刑過渡期の時代だを考察するのである。(終)

英國内閣員の年俸

日本では總理大臣の年俸が一萬二千圓、其他の大臣は八千圓だが、英國では各閣員に各一萬二千弗(我二萬四千圓)で英國の閣員は平均二千磅(我十萬圓)を受け、其中でも總理大臣は一萬磅(我十萬圓)、大法官も一萬磅で檢事總長は年俸に手當を加へて一萬磅(我二十萬圓)といふ高給ださうだ。

寢床の中で足を温める法

英國の或る醫者は近來寢床の中で足部を温める新方法を工夫した。其の方法は大きな紙を捲いて長さ三尺位の管を拵へ、これを足の方に向けて床の中に入れ、一端を口の近くに持つて來て、鼻から新鮮な空氣を吸つては、口から温い息を管の中へ送るのである。斯くする時は温い空氣が漸次床の中へ溜つて、間もなく足が温るのである。温つたなら管を取り除くがよい。



犯罪衝動の一治療法

芥川生

一九二四年一月 The Prison Journal 第四卷第一號に犯罪衝動の一治療方法と題して其の目的の爲めに實施せられたる手術に關する記事を掲載したり其要旨次の如し

東部州立刑務所に於て恐らく精神若くは身體に異常ありし爲め犯罪を爲したりと認めらるゝ五名の懲役受刑者につき其原因を除去せんが爲めに二三の外科手術施行せられたり。

而して該手術の反應現象及成績を周到に記録する爲めに特に受刑者は入院せしめられたり。

手術は管理局 (The Board of Prisons) の局員たるハーバート・エム・ゴッドダート學士 (Dr. Herbert M. Goddard) に依つて行はれ且つ該刑務所より派遣せられたる二名の醫師アンガーライダー學士 (Dr. Underlyler) 及シルバー學士 (Dr. S. Silver) 並に木局より派遣せられたる二名の看護婦は之れが助手を務めたり。

第一例の手術は十二月二十八日を以て一年六ヶ月の刑期を終了せんとする一

名の拘束に行はれたり。手術によりて患者の鼻腔より二三の大骨片摘出せられたるが、之れに對しゴッドダート學士説明して曰く、患者は今日に至る迄決して固行の呼吸を爲し能はざりしと。

又同學士述べて曰く、此異常の状態は患者の抵抗力を薄弱ならしめたるも今や患者は身體及び精神の兩方面に於て抵抗力を増進するならん。換言すれば患者は身體の抵抗力を薄弱ならしむるに與つて効果ありし鼻茸に苦しみたるなり。

同様にして三名の懲役受刑者は又手術を施行せられたり。

其他の一名は多年間鼻腔に一個の石を嵌入したりしものなるが該異物も摘出せられたり。

又他の一名の短刑期受刑者は其扁桃腺を切除せられたり。

ゴッドダート學士の信する所に依れば今や病院に於て觀察するを得たる此等の例中には精神又は身體の缺陷に苦しみたる間に犯罪を爲したる人々あり。而して若し此等手術の結果犯罪性の本能にして除去せらるゝに至りしことを明に觀察するを得ば此等の手術は赦免局 (The Pardon Board) の注意を喚起するに至るべしと云ふ

ゴッドダート學士説明して曰く或る種の身體缺陷は身體組織の全部のみならず精神作用に迄等しく影響を及ぼすものなりとの見解を多年間存せり。吾人は

性は善なり

村田晚峰

「俺が前に服役した〇〇刑務所の、醫務の一隅に、陰莖の酒精漬が保存されて居た……」

監房中より濡れ聞ゆる此の語に監房視察中の自分はそつと停止して耳を澄した。喋つてゐる男が最近人監した被告人の某だなど直感したが、(其れに相違なく) 彼は語を繼いで得氣意に語り出した。一度は彼の談話を禁止せんとした私も、或る好奇心に驅られてジツと耳を傾けた。話は俺が〇〇刑務所入監前に遡るが、

同所在監中の某が、悪性の梅毒に侵されて保健技師の診療を受けて居たが、病勢は益々悪化したので、係醫は彼に向かつて徐ろに病の経過を物語り、實に氣の毒ではあるが男根を切断しなければ、最早全治の見込がないことを告げた處彼は

暫時沈思黙考した揚句陰莖の切断に同意した。

彼の眼には、玉の如き涙が光つて居た。と同時に一道の曙光を見出した彼は、無難作に涙を拭つて、私は此あるが爲随分今日まで苦勞も、並々ならぬ憂目を見た揚句の果ては國法を犯し、社會の人を惱まし、妻子を涙頭に泣かした其の報が、只今此身に及ぶのは寧ろ當然の歸結であると思ひます。私の決意は今日此の場に於て初めて齊れました。今まで國家を苦し人を惱ました私は初めて、國の爲人の爲めに盡さなければならぬと自覺する事が出来たのを感謝いたします。鬼も挫く彼の面上には、悔悟の涙が止め度なく流れ、精衣を濡ませて居た。

陰莖切断後の経過は良好にして、旬日ならずして全治出役する事になつた。人生の不具者となつた彼は、以前の感情に引換えて、規則を遵守して、累犯者にして行狀亦不良と認められて居た彼は、一

年齢に比し精神状態の著しく低格にして學級中の著しく末位にある學童も單に扁桃腺及びアデノイズ (Adenoids) (註鼻咽後壁に於ける淋肥腺肥大) の除去により優秀兒童に變化するの事實を知れり。

此れと同様なる結果を刑事上に於ても認め得ざる理由なし。事實上屢々或る輕微なる疾病が犯罪を爲さしむる眞の原因となることあり、此條件は其疾病を治療することによりて除去せられ得るものなりと余は信ず。

斯く余は云へりと雖單に凡べての懲役受刑者を手術によりてのみ善良にして正直なる人に爲さしめ得ると云ふにあらず。然し乍或る場合には余は斯くの如きは可能性ありと確信せり。

勿論凡べて此等は今猶實驗時代にあり。故に余は此の事實を注意し考察を廻らしおれり。

余の當局に赴任以來五ヶ月間以上殆んど毎月刑務所を訪問して余の眞念を個性觀察によりて樹立せんとしつゝあり。』と

刑務所に於て起りたる此の種の實驗に關しては歌牛窃盜 (Singing Bandit) の場合を想起せらるべし。こは或る教會の唱歌隊員なりし歌牛窃盜が幾多の犯罪を爲し捕縛せられバルラット判事 (Judge Barrett) に尋問せられたる例なり。彼れは判事より外科手術をなすべしとの諭示を受けてソリスタウン (Newtown) に於ける精神病院に送致せられたり。病院に於ては頭蓋骨の一部が腦髓中に進

變して善良なる人間に蘇生したと一般に是認せられ全衆救護の席上に於て、名譽ある賞表を贈與せられた。假出獄の恩典に浴して明るい社會に放たれ、百折不撓實踐窮行自職に勉勵し、今は某所に於て信用ある店舗を構え、一家團樂の實を擧げてゐる云ふ事である。陰藥の酒精漬は依然として、多くの者に感化救養の資料として、永久に〇〇刑務の醫務室に保存されて居る。...

居る。

瓦斯による死刑

今回合衆國ネバダ州では、ギョ・ジョンなる支那人の殺人犯者に對して、新しい試みとして、瓦斯の死刑を執行し

入隆起せるを發見せられたり。該骨の切除によりて其受刑者の全犯罪性毒素若くは本能とも稱すべきものは除去せられ該兒童はバルラット判事の命により釋放せられたるなり。

實に本例は十五年前に發生せる特殊事件にして國內到る處にて非常なる注意を喚起したるものなり。

ブラヂルの刑務所

芥川 生

パン、アメリカン、ユニオン (Pan American Union) 發行の雜誌五月號より摘錄せられたる次の報告は頗る興味あるものなり。

模範刑務所

「勤職規律及親切は犯罪心を全滅せしめて犯罪者を再び社會融화에導くものなり」とはサオポロ市 (Sao Paulo) 外のサオポロ州立刑務所に於ける白色大理石造りの事務所入口戸上に掲げられたる標語なり、此の刑務所はトレド、ピサ (Tolosa Piza) のフランクリン (Franklin) 卿の管理宜しきを得たる爲收容者の僅か一部分のみ累犯に陥るに過ぎざる程行刑上並に感化上に於て有名なるものと成れり。ブラヂルアメリカン紙に於ける、近の記事によれば此の刑務所に於ては受刑者が如何なる状態に於て犯則を爲すとも他の同僚受刑者の面前に於て決して辱しめらるゝことなし。然れども規則は矢張り規則なる爲所長は受刑者を自己の面前に招喚して訓戒を加へ且つ一定期間二三の特點を停止す。故に受刑者は暫時にして特點なるものは働けば得られ罰なるものは自ら科せらるゝ

た。これに就ては新聞紙の批評が大分やがましいものがあつて、或る者は中世以來の野蠻な方法とさへ曰つてゐる。フキラデルフキヤのバブリック、レッツァヤ、紙はネバダ刑務所に於ける死刑の状況を記してゐる中に、

「ギョ・ジョンは大緊の下で監庭で死んで行つたのではない。彼は人聲の聞える處で死ぬことを許されなかつたのである。檻の中の獸のやうに人の見えない處で死んだのである。瓦斯は四方の壁から進する。恰も毒蛇の氣息のやうな、シュウイ、いふ音が聞ゆる。彼は自己の死を吸ひ込むのである。これがネバダ州の行つた法定の死である。」

と云うてゐる。

然し一方では、此の死刑の視察者として合衆國から派遣された、軍醫部の少佐ターナー氏は次のように報告してゐる。

「致命瓦斯を以てする此死刑方法は人

ものなるを自覚するなり。此の故に規則は確かに建設的、助成的、協動的、同情的であるのみならず殆んど自治的の施設なり。

各房は其中九フキート長サ一二フキートにして室内全般に採光する爲廣き面積の窓を有し又二三の書物棚、衛生的の敷布及毛布を滿せる心地よき小寢臺及び専用の流水装置を有せる便所等を設備せり。

此の刑務所に收容せられし者の罪質は殺人罪にして其の多數は一部アラナル人の爲に送致せられ前記犯罪の爲三十年の刑を科せられたるものなり。其他の多數のものは其收容時に社會の落伍者なることを示し身體及精神に疾患を有せり。彼等は此の刑務所に收容せらるゝや否や醫學的、齒科學的の調査成績に基き

ツツセルマン氏反應より進んではフロイデアン氏 (Freudian) の心理學的検査迄に及べる行政上可及的精密なる身體及び精神鑑査に附せらるゝなり。他の刑務所に於ける醫科、齒科及化學實驗室は最新式の醫科大學に信用を博しおれり。

學級は三十二個にして種々の建物中に區分せらるゝ爲に十歳の少年も六十才の老人も暫時にして啓發するを得否な啓發せられざるべからざるなり。

工場労働者一人占有氣積、採光、換氣、電氣樂器 (Electrical Singing) 等の現状は頗る完美せりと述ぶるの外何事を述ぶるの餘地もなし。殊に心地よく座席を設備せるが如きは議會の労働状態調査委員會が之れを考究するに多くの時間を費すの價値あるものと認めしむべし。

受刑者は毎週二回補衾の交換及湯桶石鹼タオルの交換並に濯水浴を爲すことを得。工場作業外の課程として所内に於ける體操教練あり音樂教育あり、大音楽隊あり佳良なるホルトガル文學文庫あり。

教化用映畫に對する感想

本會に於て巡回映寫したる教化用映畫

中、攝政宮殿下の御外遊、東守夫、橄欖の栽培より製油まで、労働は神聖なり、關東地方の大震災に就いて各刑務所の意見を求めたるに大要左の感想を寄せられたり。尙

攝政宮殿下御成婚、兄弟に就ての感想をも寄せられたるものあるを以て共に抄記す。豊多摩、巢鴨、横濱、高知、岐阜、小倉、大分、熊本の各刑務所、及び岩國、小田原の二少年刑務所よりは未だ報告に接せず。

▲滋賀刑務所 一般受刑者は皆て教誨に於て聞きたる豫想よりも意想外猛烈且悲惨なりしことと、復興せんとする人の力の今更切なものあるを直感し、刑餘の復興に資せんとする所甚だ眞面目なるものあるを認め、映畫に屬する本所の意見としては、

今少し明瞭に映寫し得らるゝならば効果更に大なるものあらん。

を死に處する方法中の最も静かな又最も慈悲深い方法である。絞刑は最も殘忍なものである。絞殺に處せられたものは屢々執行の終つて後七分乃至十分は意識のあることがある。エレクトロキエション(電氣による死刑)では死切る前に三四度電撃を與へる必要のあることが往々ある。銃殺でも心臓が貫通されたと同時に感覺を失つて了うものとは限らない。然しながら致命瓦斯による方法は即時の感覺且つ實際に即時の死を生ずるのである。苦痛を感ずる機會はないのである。設備が完全で瓦斯の配置が巧に行はれたらば急速に且つ苦痛を與へずに生命を斷つことができると信する。』

(Lithary Digest)



▲奈良刑務所 震災の狀況に付ては恐怖と

一般避難民に對し氣の毒なりとの念ありし模様なりしも、只一時の感の如く見受けられ、感深からず……労働は神聖なりとの映寫に對しては、一般に勤儉貯蓄の必要なること殊に労働の必要なることを痛切に感じ、感動多きを認む……今少し緩々回轉を望む……説明は今少し親切丁寧なること。

▲高松刑務所 五月四日教誨堂に於て映寫したる 皇太子殿下御慶典實に對して尊嚴なる御儀式と、此大禮の恙なく行はせられたるに衷心感喜の意を表し敬虔なる態度を以て觀覽を了したり。次て映寫せる兄弟に就ては、劇中に現はれたる兄弟の孝心、愛情、勤

勉正直に感動し、將來の改悛を誓ふ者多數有り、受刑者中には劇中人物を實在するものと信じ、同情之餘之に送金方を申出する者或は父母の死に對しても、落涙せざりしに該寫眞に

教化用映畫に對する感想

付ては流涕禁する能はざりと申出る者有る等、從來の夫れに比し、頗る多大の感激を興へし様見受けたり。

▲千葉刑務所 受刑者の身として活動寫眞を觀覽せしめられたるを喜び居るは勿論、震災後御多忙中にも斯の如き榮光に浴せしめられたるを感謝し、第一映時に於て、カリホルニヤ農園の大規模なるに吃驚し、野外生活に興味を惹き第二映時に於ては、勤勞の後に來る快樂殊に家庭園樂の樂みに感激し、各自の過去を追懷して悔悟の狀切なるものありて、規則を遵守し、謹慎精勵し、出で、は家庭の人として、又國家社會の一員として、眞面目に生活せざるべからずとの念を深からしめ、以て行刑上多大の効果ありたるを認めたり。

尙四月二十二日「皇太子殿下御成婚」「關東大震災」兄弟を映寫施行後其感想を手記せしめたるに觀覽資格者の範圍を擴張したる事を喜び皇太子殿下御成婚御模様に對しては斯の如き境遇に在る身にも拘らず、尊影を拜し奉るの榮光に浴せしめられたるを歡喜感謝すると云はんよりは、實に勿體なく恐懼に堪へず、此難有き思召に對しても、謹

慎服役し釋放後は忠良の臣民として正當に奮勵せざるべからずとの念を固くし、關東大震災の狀況を見ては教誨師より聞かされ、又は雜誌「人」の記事を讀みて想像し居たるより、其の慘狀の大なるに吃驚大息し復興の爲めに盡すの意を以て精勵せざるべからずとの念を新にす。

「兄弟」に於いては、兄が病母の心情を思ひつゝ悔悟の狀に沈み、弟が諫言するあまり感極まりて流涕今迄觀覽せしめられたる推演映畫の内斯の如く痛烈に感激せしめたるものなく、反省悔悟の狀を深からしめ、如何なる境遇に在りても正直を旨とし勤勉せざるべからずとの念を懐かしめたると共に乾枯びたる彼等の心中に温かひ情味を興へたる等實に行刑上多大の功果ありたるものと認む。活動寫眞巡回度數を増し少なくとも三ヶ月に一回位觀覽せしめらるゝ事を希望す。

▲尾道支所 極めて靜肅に觀覽し、彼等の中には感激の余り涙を拭ふものもあり。映寫中兩三度機械に故障ありしも、極めて緊張せる、狀態にて、教化用多大の効果ありたり。

▲三重刑務所 昨年十二月十日當所に於て映寫せられたる教化用活動寫眞は、從來の映寫に比すれば、感興深く、從て其の効果も顯著なりしこと、確信す。第一卷帝都の震災の實況映畫は曾て當所に於ては、其當時帝都復興並に同胞相愛の信念喚起の一助として、大阪朝日新聞社發行の震災畫報の一部を觀覽せしめられたるも、目前に活動せらるる其慘禍の實況を目撃し、一入同情奮起の念を深大ならしめたり、第二卷勞働は神聖なりの映畫は收容者平素の生活狀態に尤も密接なる工、商、農等地方的情味の活躍せる畫面多く、直感的に平和の源泉は勞働にありと自覺反省せしもの如く、畫面の構想着意の巧妙なる收容者教化用映畫として尤も適切なり。

▲三池刑務所 活動寫眞の觀覽に關しては、當初紀律の如何を氣遣ひたる點ありしも、事實は之を裏切り、回數を重ねるに従ひ、一般觀賞眼の向上と映畫の精撰とに依り、興味一層加はり、今回の映畫「勞働は神聖なり」「勞働の後に園樂あり」「勞働は平和の母」「農工商の場面」の如き極めて深刻なる印象を興へたり。

教化用映畫に對する感想

▲大阪刑務所 收容者は農夫の家庭生活に對し、相當刺撃を受けたる模様なり。當所收容者の多數は收容前常に活動寫眞を觀覽し、映畫に對する知識を有し居るを以て、單調なる映畫を見ては、却て冷笑的態度を以て迎ふる者なきに非ず。且説明にも不十分の點ありて、前回に於ける皇太子御旅行映畫の如き、多大の感動、惹起するに至らざりしは遺憾とす。將來映畫選擇上に一層御留意を請ひ度し。

▲神戸刑務所 教化上妙なからざる効果ありと思料するに付、今後今少し度數を増加せられんことを希望す。

▲津山支所 當支所にては最初の施設にして、觀覽收容者百名、時間中感興に滿ち、極めて靜肅に觀覽せり。事後感想を調査するに衆口殆んど一律の言を聞くの狀態なるも、各々極めて深刻なる印象と感激を有するも、其實感を表白し得ざるもの如し。其要領を概括するに左の如し。

攝政宮殿下御外遊の卷に對し……殿下の御外遊は稍時を隔て、其間教誨に又雜誌等に依りて見聞し、其概要を承知せるを以て、其反響如何を憂慮せしも、殿下の御英姿を拜するや、總て新なる事實として、畫面の展開に伴れ、非常

なる興味と感激の涌出せるを認めたり。而して第一に受刑者の身分を以て御英姿を爲するを最も畏れ多しと爲し、次に各國の元首と國民とが専心歓迎し奉るの狀を我事の如く喜び、御天資に對する敬服と欽仰の念を惹起し、三種映画中最も感激深かりしを認む。

帝都地方震災の巻に對し……彼の輝きし帝都が豫想以上に荒寥たる焦土と化したる畫面を見て驚嘆の眼を睜り、當時の慘狀を推測し、殊に同情心を深からしめたり。

労働歌吹の巻に對し……一日の労働を終りて、一家團樂たる場面を覽るに到り、感慨最も深きものあり。目下の境遇と對比し、反省自責の念あるを認む。

次に收容者は一般に學力低級にして、又從來映画を観たる事なき者もありて、映画及取扱法等に付批評するもの無く、只斯の施設を感謝し、次回の速かに行はれん事を切望せる狀況なり。……終りに技術者と説明者が同一人たる爲め、説明の徹底を欠くを免がれず、是を各専門的に改善するを得ば、ヨリ以上の効果を收むるを得べく、又映画前其梗概を知るを得ば、甚だ便宜多かるべしと信ず。

▲鳥取刑務所 教化用として効果ありと思料すれども、觀覽物として歓迎せる者多數を占むと認む。

▲鹿児島刑務所 觀覽の制限は穩當ならず。畢竟するに娛樂の意味を含むと雖、専ら教化用として教誨及教育の効果を舒暢助成す可きものなるが故に、何等の制限を設くることなく、一般に觀覽せしめられんことを望む。……映画

は断片的にあらずして連續的に因果關係を描寫し、且劇物を選択して觀覽せしむる方容易に勸善懲惡の眞理を感得し、教化の目的を達成するに多大の効果ありと信ず。

▲福岡少年刑務所 直諫は拙の拙なるものなり、諷諫も亦拙なり、如何に惡逆無道の徒も、正面より攻撃し側面より皮肉りては、却つて效なく害あるものなり。第三者の實踐躬行的の美德を見れば、鬼神と雖感激す。活動寫眞の畫材は此意味にて撰擇を希望す。……犯罪者は道德觀念の缺損せるものなるにより、八倫五常を被吹するの畫材必要なり。……犯罪者の大部分は懶惰者なるが故に、勤儉力行の

畫材必要なり。……信仰は世路の燈明臺なるが故に親覺上人の一代記の如き畫材も可なるべし。……受刑者の大部分は家庭の不良と貧困に導かれて、不良の道程を踏過せり、清貧に甘んじて苦學したる立志傳の如き、或は繼母に酷遇せられて、却て孝養を盡したる美談の如き、反對療法の如何に人世の快事なるかを領得せしむる畫材も亦可なるべし。

▲八王子支所、收容者の學力至つて低く、其大部分は書籍に因る教化は殆んど期待し難く、映画等により教化するは尤も必要なりと思料す。

▲川越少年刑務所 第一巻は北米カリフォルニアに於ける橄欖栽培よりオリブ油を搾取し、之れを罐詰として輸送するに至る迄の實寫畫にして、一般は彼國の農業の大規模なると、機械工業の偉大なること及之れに従事せるもの緊張せる働き振りに就ては、實業教育上及日常作業獎勵上裨益する處多大なり。……第二巻は労働は神聖なりとの題の下に農工商各種の働作勤勉の狀態を目撃せしめて、作業上の趣味を喚起せしめたり。中にも一家團樂として朝より

夜に至る迄一心不亂に耕作に従事し、入相の鐘を聞き家路に就く畫面に於て、親は子の爲めに働き、子の親を待つ狀は親子の濃情を味はれ、拘禁少年の受刑者には一層の感を深からしめたり。尙其労働より得たる金錢の使途及一家の平和、國家の發展は國民の労働に待つるの理を目の當り映画に於て理解するを得、實に時機に適切なる映画にして、教化上の利益多大なり。

四月十九日第四回映画の際は觀覽者の範圍を擴張され、是迄除外されたる丙級處遇の者も其特典に與るを得て、一同の喜悅恩澤の辱きに咽びぬ。教誨堂に集る收容者は最初映寫されたる御成婚當時の實況を最も畏く拜觀す。

次の「兄弟」の映画を觀覽して皆熱涙濟々同情と感激に打たれ、其感化の大なる實に少年收容者に相應しき力ある映画なりき。

▲盛岡刑務所 今回巡回の寫眞の畫面鮮明なりしを遺憾とす。前回のヒルムの如き(東守夫)修身訓話の劇的のものが、一般に良き印象感化を與ふるものと認む。……

▲盛岡少年刑務所 第三回映画に對し、卑見の一端を述

ふれば、教化用映畫は少年受刑者に對し特に有效と認めらるゝを以て、可成頻繁に巡回せられ度し第二回東守夫と題する映畫は少年受刑者に對し、最も適切にして教化上著しき効果を認めしを以て、今後も該映畫に類したるものを選定せられ度し、教化用の機關として徹底的の効果を擧ぐべく、教誨師中より、數人の適任者を拔擢し、之を順次交互に寫眞班に隨はしめ、畫面に對し、平素の教養と職絡ある説明を爲さしむるを可とす。今回の映畫は畫面不鮮明なりしを遺憾とす。

▲徳島刑務所 著しき効果を認めれば、少くとも二ヶ月毎に映寫さるゝ事を希望す。

▲網走刑務所 多大の感動を與へ、教化上非常に効果ありたるものと思料す。

▲廣島刑務所 本年一月廿六日は、皇太子殿下御成婚の御慶典之行はせられし日なりしが、恰も當日は刑務協會より派遣の活動寫眞を觀覽せしむる事に、定まり居りしを以て、從來當所に於ては、獨居拘禁者並に低級者には活動寫眞を觀覽せしめざりしが、千載一遇の御慶典に際し、特に

司法省の許可を得て、其觀覽範圍を擴張し、觀覽せしむることを得せしめたり。這是畢竟皇恩の洪大なる所以なる旨を懇示せし處、一同の觀喜著しく、其恩遇を感謝せざるものなき狀況なりし。關東の大震災及勞働は神聖なりの映寫に對しては初めて之を觀覽し得たるものは勿論、其他の者と雖、映畫殊に撮影者の熱誠なる説明に依り、多大の感動を與へたるを認む震災の狀況は實に想像以上にして、殊に避難民に對する同情心厚かりしこと。……震災の實景及避難民の慘狀に鑑み今日の處遇を感謝せざるべからずと反省せしめたり。引續きて勞働は神聖なりの映畫に移りしため、勞働の神聖なるを得せしむる上に一層の力と感激とを與へたり、勞働の映畫に依り娛樂費を節して、貯金を爲す必要を直覺せしもの多し。母親が勞働より飯り來るや、直に我子を抱き上げし刹那、思はず我子の事を聯想し、落涙せしもの多し。

▲宮崎刑務所 教化上一般的に良感化を與へ、成績有效なりと認められたり。……本職の意見としては、今一名の専任講師を増員せられ、教誨的教語により、映寫に對し説

明するとせば、一層の効果あるものと思料す。

▲旭川刑務所 受刑者が直接口頭を以て申出たる感想を綜合するに、震災に對する映畫は雜誌又は教誨等にて詳知のことたると共に、少しく時機を失したるの憾あり、今少し復興気分にならざる場面の方感動多かりしならん、又畫面の内容に對しては、食糧配給の場面に若き女に馬令薯を多く與へたりと云ふ感想まであり。是れに對しては、微細なる點で注意するものなることに驚きたり。更に勞働は神聖なりの映畫に對しては、農夫の活動振りが餘りに閑漫なりしこと、家庭の團樂の狀況を今少しく實寫されたし等の希望を有するものあり。此等の實感を基礎として考察せるに映畫の撰定と時機の問題とは密接の關係を有するを以て此等の點に注意せば一層の効果あらん。

▲宇都宮刑務所 前三回に亘る映畫は收容者一般に精神上深刻なる印象を與へられ教化上有害なりと思料す。

▲宮城刑務所 今回は各人肛裏に懊惱しつゝある關東大震災災慘害の跡を一覽し續て之が復興策として、國民勤勞の實況を觀覽し、深く時務に徹底せしやの觀を呈したり。

就中驛頭避難混雜の熱鬧中一命を賭して我子を擁護する母の愛情並に一家團樂の家庭味の如きは説明の肯啓を得ると共に觀者の涙を誘ひ滿場歎歎齊しく衣の袖を絞り、多大の感動を與へたり。要するに今回の映畫は其組織最も巧妙にして且所々情味に富み、尙勤勞に由る一家の幸福は體て邦家の幸福を築き、延ては邦民の努力は大和櫻の名花と共に世界平和の魁たるべき所以の一大團圓に至りては、滿場實に大拍手に價すべきものあるを思はしめたり。

▲前橋刑務所 第一映畫「橄欖栽培」は一般に土地の廣潤と機械應用大農式なる點に興味を喚起せるも、我國情に照し直ちに應用し難きものとの觀念あれば、深き印象を残したるもの少く、殊に此畫面に依りて勤勉の風と簡易生活の實況を紹介する迄に於て有益なりと思料するも、觀覽中には此の點に氣付かざるもの多きを遺憾とす。……第二映畫「勞働は神聖」は觀覽者何れも曾て經驗又は實見せるものなるを以て、多大の感動を與へ殊に家庭團樂の場面に歸り來りたる若き母親が、幼兒を抱き上げ、一日の勞苦を忘れて愛撫する所の如きは、暗涙を催したるもの多數あり。

最後に勤儉以て零碎の貯蓄が納税、教育、公共、慈善等に活用せらるゝことを貨幣の曲藝的に仕組み現はしたるは、興味の裡に、其趣旨を領得せしめ得たりと信ず。……以上一般の感想より推して、外國物は一般に親み薄く、感動の狀乏しきを以て、我國の偉人一代記及第二映畫中の内容を有するものを正劇に仕組み、説明に尙一層藝術的の技巧を加へ、映寫時間を延長して三時間迄とし、初めに天然の風景(内外國何れにても可)を季節に應じて選び、觀覽者をして清明崇高の念を起さしめ、次に前記の如き種類を配列する様希望す。

▲名古屋刑務所、名古屋少年刑務所 當該映畫は二幕全く場面を異にして、而かも教育的に統一を有し、天災と復興を自ら感知せしめ、平素の口頭教誨を一目瞭然たらしめ、多大の實感を與へたり。

▲新潟刑務所 今少しく映寫時間を延長して二時間位とし、尙ほ映畫も人情味あるものを選択しては如何。

▲静岡刑務所 映寫の時間比較的短き爲め、印象薄き嫌あり。今少しく時間に餘裕あるに非ざれば不徹底の感なき

能はず。……如何に理想的の好映畫と雖、夫れが感化を與ふる重大なる要件は、説明者の巧拙の如何に在るを以て、時に此の點に留意あらんことを望む。

▲濱松支所 活動寫眞を教誨の補助として利用することの効果大なることは、既に一般の認識する處なり……映畫は可成家庭的情味深きもの又は釋放者立志的奮闘の實狀を撰擇すること……巡廻映寫の回数を増加すること。映畫の説明は畫面と一致し、可成懇切に詳細にし、以て映畫の精神を發揮せしむること。

▲山形刑務所 種々なる方面に於て受刑者の精神を啓蒙開發せられしと雖、全般に通じて其の共鳴點を聞くに、長くも攝政宮殿下が震災地御行啓場面を拜し、斯る危険を冒し給ひて迄、我等臣民に對する御仁恵を垂れさせ給ふを觀ては感激の至に堪へず落涙千行の想ありと云ふ。……労働は神聖なりの畫を觀て、或は歸農を感じたり、或は生活費、教育費、交際費、貯蓄、納税と云ふ點に付き深く感謝したるもの如し。

▲山口刑務所 映畫中關東震災の實況に對しては、災後

の敗殘悲慘の現場を踏て、今更の如く大息浩歎するもの少からず、就中畏くも攝政宮殿下の親しく震災地御巡啓の御英姿を拜しては、御仁德御聖慮の程を拜祭して頗る感激の模様あり。災後復興の狀態に對しては、其諸般の活動振りを見て頗る緊張の狀あり。絶好の印象と好個の暗示を與へたるものと認めらる。勤勞の畫面に至りては諸種の職業に就き労働の神聖と勤儉貯蓄の思念教養上多大の効果ありたりと共に、貯蓄の畫面に付ては、須る感興を惹きたる様子にて、殊に農業中兄妹俱に終日農事に勵み、日没後田園より相携へて家に歸れば、老嫗は幼兒と共に嬉々として之を迎へ、其一家團樂の狀を見るに至り頻りに落涙又は嗚咽せるもの少からざりしは、既往の境遇を追憶し、自己の現境に思ひ比べたるものと想像せられ、該場面は數萬言の口頭教誨に優れるの効果ありしものと思料す。殊に下關支部に於ては、今回始めて映畫を實施せし爲にか受刑者一同本所に比し、歡立感謝の狀殊に著しかりき。

但し前二回の映寫に比較する時は、第一回には映畫教誨の彼等一同の夢想だになかりし爲めと、一面受刑者の身を

以て、畏くも皇儲殿下御外遊の御英姿を拜し、只管恐懼敬虔の態度を持し、異常の緊張味を覺え、感激此上なき有様なりしが、第二回に至りては『東守夫』の映畫に對し、多少觀劇氣分を加味し、其内容亦非常に感動せしものありしが、今回は多少映畫に慣れたるもの多かりしによるべきか、其感動の狀況は前二回に於ける如く、深刻にはあらずりし様見受けたり。

▲京都刑務所 今回の映畫は確かに收容者に善意の感興或種の刺戟を與へたる事は事實なり。斯の如く偉大なる効果を發揚する活動寫眞の如き目の教化機關は、所謂耳の教化機關と相俟つて、俱に之を活用する目的の徹底に努力すべきは勿論の事なり。茲に於て此目的の徹底上、映畫に依り一度收容者へ與へたる感動を忘却せざる間に逐次屢々異なる映寫を觀覽せしむるの必要ありと認む。

▲姫路少年刑務所 労働の神聖畫面中廣漠たる原野に漲張したる其働き振りと、一日の勞を終へ黄昏近く夫婦相連れ家路に辿る途に、幼き子供に迎へられたる瞬間に於ける溢るゝばかりの親子の情と家に歸るや互に慰め和樂談笑の

裡に寄り集り、食卓に向ふの光景を見ては家庭に於ける父母兄弟を惟ひ、純潔なる此の一家の團樂が彼等の心裡に家庭の趣味に對する深き印象を與ふると共に、父母の羈絆を脱し、放縱生活の非なるを悟り、感化上裨益する所不尠と史料せらる、次に大震災の映畫に就ては貴賤貧富敵味方の差別無く、一親同仁相倚り相扶け、落ちぶれて袖に涙のかゝる時人の情の奥ぞ知らるゝてう人情美を痛切に感じたるものの如く、此悲惨なる同胞を自己現在の境遇に較べ、罪を犯したるものも温き同情の下に安々と日暮しをなし得ると云ふ感謝の念湧起し、教化上利する處ありと認めたり、終りに勤儉貯蓄の映畫を視ては財寶の資きを知ると共に、華を去り實に就くてう勤儉力行の精神を涵養し、感化上の効果著しきものと思料す自今少くとも二ヶ月に一回位巡回撮影を希望す。

▲和歌山刑務所 勤勞の得畫に對しては地位の安定身の安全を計るには、勤勞に依らざるべからずとの念慮を誘發せしめ、勤勉力行の上に至大の好影響を與へたるものと認め、觀覽者の觀想を叩くに、再度の此の舉に對し、主務省

に於て斯く迄教化上に御配慮をらるゝは感謝の念に滿ち感謝の申上様なし爾後一層謹慎勤勵すべしと、何れも異口同音に述べ居る所にして、一面觀覽を許されざりしものに對しては、其の事由を説示せしに、何れも著しく失望の狀ありしも、一人の苦情を唱ふるものなし、特に行狀不良者は著しく自覺反省の狀あり、今後謹慎勤勵し、次回映寫の際はその撰に洩れざる様努むべしと申出るものさへありたり。蓋し受刑者教化に著しき效果ありしものと認む。

▲青森刑務所 説明を充分ならしむる爲め、別に辯士を附するは自然經費に堪へざるものせば、其筋書を印刷し、前以て回附されるれば、適當の措置を執るべし。

觀覽許可の範圍を擴張せられたるを謝す。帝都震災後の映畫を見て同情の涙に咽びたり。帝都の復興は國民全體の努力にあることを自覺す。攝政宮殿下罹災地御巡視の狀況を拜し、聖恩の洪大なるを感佩す。家庭團樂の映畫を見て深く感動せり。帝都震災後の畫面は映寫不明瞭にして看取するに苦しみたり。但電燈關係もあるもの如し。勤勞の神聖は能く其意を領解し釋放後は専心

奮勵する覺悟なりと聲明するもの少からざりし。

▲三次支所 當所は映畫初回なりし爲め一層感動の著しきものあるを認めたり。

▲松江刑務所 今少しく人情味を帯びしもの例へば松竹蒲田撮影フィルム「人世の愛」「母」「酒中日記」(但し映畫中或場面は削除する必要あり)等の如く、母子の愛情溢れ、其至純の情愛眞に感動其極に達するてうの種類を探擇せられなば目に依る教誨の効果甚大なるものあるべきを確信するのみならず、一方映畫實體が多少幼稚且つ嶄新を缺くやの嫌あり。又餘りに直接的にして彼等の常に耳にする教誨を唯單に目に代ふるの感あり。右は一步を進め間接的改過遷善奮勵せしむるてう興味津津たるものを撰ぶに如かざるやの感あり。

▲函館刑務所 今回の映寫に付き觀覽者より徴したる感如録を綜合するに、震災の映畫に就いても、勞働は神聖なりの映畫に就いても、夫々相當の感、を與へたることは勿論なるも、比較の後者の方所感深かりしを認む、而して前者に就き多數の殆んど一致せる感想は、其當時「教誨」に「人」

に夫々震災の狀況を知らしめ置きたるを以て、這回活動寫眞に依り、其狀況を目撃するに及び、一層同情と發奮を實感せるものゝ如し。這是所謂百聞一見に若かずの古諺に戻らざるを可取したり。

從來の經路より觀察するに、活動寫眞の筋書及畫面は改過遷善の經路及其美觀刑餘者に對する同情、受刑者家族の窮狀等、之を演劇的に脚色したるものを採擇する方其効果の多大なるものあるを認む。從來映寫したるものゝ中、三月映寫の勞働は神聖なりは、彼等に相當の印象を與へたるも、それ以上に前回映寫に係る「東守夫」の方一層彼等の心的作用の深甚なりしを認む。近時思想問題の喧しき折柄、比較的宗教的信念の缺如せる收容者を對象とする映畫には此等信仰問題の取扱を加味せらるゝは、一層の効果を擧げ得るならん。活動寫眞觀察者たる收容者の學力程度は其大多數が低級にして且つ在所中の生活狀態が割合に興味に乏しきを以て寫眞の筋書及畫面に於ても出來得る限り、低級の趣味の中に前項の如く、思想問題と改善問題とを加味したる劇的作品を選ばれられ、軟かなる趣味の

中に自發的發奮の機會を捕捉せしむ事は、最も適切なる手段方法にして、反つて其効果の大なるを信す。

▲小菅刑務所 當所收容者は總て長刑期の者に付、何れも多大の興味を以つて期待し、從て効果も甚大なり。但し機械を取扱ふ技術者に於て説明を兼ねるは不徹底の感あり。

▲福島刑務所 映畫場面中、勤勞の卷は就中感化上有効果のものと思ふ。

▲札幌刑務所 「勤勞の卷」中憲法の條文の如きは寧ろ之を省略するを可とすべく、又同映畫中農工商者活動の場合には各業個々にして、連絡なく、殆んど斷片的の感あり、又東京震災の卷は宏壯堂々たる建築物を有したりし昔日の東京の光景を映寫して、後震災當時の悲惨なる状態を映寫し

前後對照觀覽せしめ、以て大に勇猛奮勵の精神を促進し更に一段の感を強からしむる必要ありしに非ざるかと思料す要するに今回の映寫は前回の其れに比して、收容者一般の感想は其印象深からざりしやに思料す。

▲金澤刑務所 收容者大體の感想は大震災の慘狀は聞きしに勝る凄慘を覺え、被害民に對する惻隱の情一層喚起したり。復與事業の卷については發奮の動機を與へ、釋放後は震災地に涉り、一働かせむと感ぜし者も多數あり。

貯金思想鼓吹は效果著しく深き印象を投じたり。……尙今回は特に辯士の説明丁寧懇切にして感動深かりしを收容者一般に陳述感謝し居たり。

(受刑者自身に記録せる感想録は大鏡に掲載の豫定)

硝子張りの刑務所

勞農政府では目下二百萬圓を投じて硝子張りの模範刑務所を莫斯村に造つてゐるさうだが此の刑務所の各室は勿論天井から硝子段まで硝子張りの鏡の機にするので、之はレニンの創意に掛り即ち人間と云ふものは何んな悪人でも自

分の姿を見るに自然に心が改まるものだから鏡に寫る自分の醜い姿を恥ぢて早く改悔することが出來又一方には逃走罪を防止する事も出來従つて亦刑務所の費用も節減する事が出來るさ云ふのださうだ。

明治天皇御製謹解 (二)

御製を通して國民の道德を説く

橋田東聲



小序

和歌は國民文學であると共に皇室文學であつて、神武天皇以來、歴代の天皇に歌人多く、中世には古今集、新古今集の如き勅選和歌集の佳擧あり、又今日に於ても新年歌會の事があつて恐れ多くも庶民の歌を御召しになるのである。これは諸外國にも例のないことで、我國のほこりである。

明治天皇は英明文武、まことに近世新日本の建設者であり、世界的大帝王である。徳川幕府の晩年諸外國の壓迫をうけて、内外多事、國歩頗る艱難の秋にあたり、一國の創

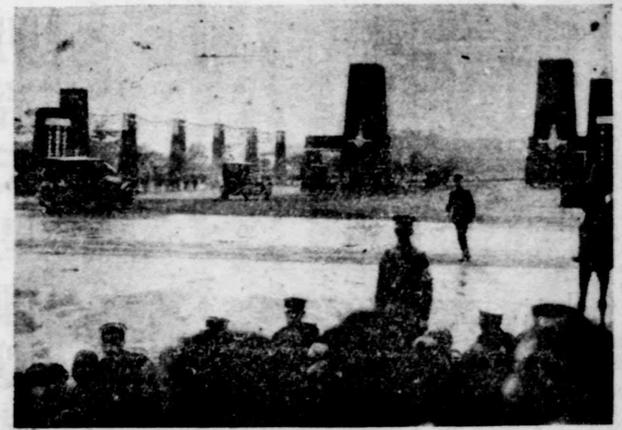
建者統治者として明治天皇の成し遂げ給ふた政治的又社會的の偉業は炳として近世日本史の上に輝いてをる。

然るに天皇は、一方に於て和歌の道に、御心をよせられ、政務繁忙の間、折にふれて、大御心の一端を歌ひいでられてをる。それが數萬首の多きにのぼるのみならず、歌としても中々秀れたもので、私は明治天皇は歌人としても近世の日本に於ける偉大なる人であると深く信じてをる。

一天萬乗の高き御位に居られ乍ら、頗る下情に通じ給ひ、日夜庶民の上に御心を寄せられてゐるさまが御製を通してよく拜唱せらるゝのである。又おん自ら深く反省し給ひ、天皇として又人としての道を行く上にいかに深い用意を有

つて居られたかといふこと。ども拜察せらるゝ。私はこれから本誌數號に互つて天皇の御製を通して我れ人共に考慮を拂ふべき國民道徳の諸問題について感ずるまゝを述べて見たいと思ふ。職業を問はず身分を問はず年齢を問はず、すべての人とつて必らず得る所のあるのを信ずる。

あさみどり澄みわた
りたる大空の
ひろきをおのが心
こもがな



六月五日東京東宮殿下御成婚奉祝會を催すに門
前馬場爲の臨幸御式奉祝が下殿は眞寫す
ることの過通御門奉祝たれく立に門

「天一といふ題に對して天皇が御心のほどを詠みたまひし歌、明治三十七年の御作である

善行悪行のわかれ原因も亦こゝにある。生れ乍らの悪人

「あさみどり」は淺綠色なることいふまでもない。「がな」は希ふ意の感動詞である。「無くもがな」「人もがな」など同じ。即ち一首の心は、一點の雲もなく、淺緑いろに澄みわたつた大空の、その高く清くゆたかなる様に自分の心をふだんに持つてゐたいものだと意である。萬世一糸の皇位にあらせまつる上御一人の陛下にして猶且つかゝる自制と修養に御心をとめてゐられたかと思へば、有難くも又かたじけない。

は無い。心の持ち方が悪い故悪人となるのである。月そのものは眞如の光であるが、雲がかゝれば暗くなると同じ道理である。父母兄弟僕婢——一家内の者が悉く、明るく清い心である時、決して家の中の面倒や氣まづさは起らない。主人と使用人がその心をめいめいに有てる時、教師と生徒がめいめいにその心をもてる時、長官と屬僚が各自にその心を忘れざる時、そこに勞働争議も學校騒動も同盟罷工も家庭の不和も起り様はない。かくの如き忌むべき人間の争ひの起るのは常に各人が自己に執し、自利に囚へられ

ともなる。「淺みどり澄みわたたりたる大空のひろきをおのが心ともがな」——まことに名歌である。國民はこれを座右の銘として愛吟するがよい。

さしのほる朝日のごくくさわやかに
有たまほしきは心なりけり

て、暗い曲つた心にある時である。各人が、天皇のいはゆる「澄みわたたりたる大空」の如き心をもつて、他人に對し業務に従ひ、自ら居るとせよ。いかに美しい人間の歡びがそこにあるであらう。社會に於て、學校に於て、工場に於て、軍隊に於て、街上に於て。

一讀理義明白、説明を要せざる平易な御製である。前の歌と同巧異曲であるが、これは四十二年の國民の氣大に揚れる頃の御製であるだけに、前の歌の靜的なるに比してこの歌は動的である。即ち積極的に國威を發揚し海外にまでも發展せしめよといふ雄々しく、力強い意氣が一首の上に現はれてゐる。「さしのほる朝日」この心が即ち四十二年頃の國民全體の意氣であり、又天皇おんみづからの抱負でもあつた。つまり此作は時勢と共に天皇の歌境が前歌に比して著しく明るく且つ進取的に成つて來たことを證するものである。

——そこには笑ひがある。歡びがある。平和があり幸福がある。かくて家は榮え、村や町は富み、國は強くなる。かく考へ來らば、各人が大空の如き高く清い心になること、ただそれだけのことが富國の原ともなれば、強兵の實

この歌も座右の銘として愛吟すべき佳作である。

大正十三年三月中入出竝月末收容人員

(△ハ減)

備考	總計		乳兒	勞役場留置者	刑事被告人	受刑者	越員入所出所現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	
	計	男女								前月比較	前年比較
内朝鮮人受刑者男二七二人	三九、七三三	一、〇七七	八	九〇	二、六二五	三七、〇一九	現	三九、七三三	三九、七三三	△	〇
伊人受刑者男一人	五、三九五	一八一	五	一八六	二、五二三	二、六九一	在	五、三九五	五、三九五	△	〇
葡人受刑者男一人	六、四二	三三九	六	一六三	二、五二七	三、七五	在	六、四二	六、四二	△	〇
支那人受刑者男一人	三八、七二六	一、〇一九	七	一一三	二、五九一	三六、〇〇五	在	三八、七二六	三八、七二六	△	〇
波斯人刑事被告人一人	三九、七三三	一、〇七七	八	九二	二、六二五	三七、〇一九	在	三九、七三三	三九、七三三	△	〇
露人受刑者男	四三、七二二	一、三三九	一四	一五七	二、七七一	四〇、六〇九	在	四三、七二二	四三、七二二	△	〇
	一、〇〇六	四八	一	三三	一四	一、〇一四	在	一、〇〇六	一、〇〇六	△	〇
	五、〇四五	二〇〇	七	四	三八〇	四、六〇四	在	五、〇四五	五、〇四五	△	〇



人壽千歳

人が幾歳まで天壽を保ち得るかについて、倫敦病院のクリストフアソン氏は人の長壽可能力を幾歳までと断定するのは甚だ困難な問題であると言つて、左の如き例を述べてゐる。埃及地方に多い「ピルハーツア」虫は、飲水から人の体内に入つて、條件さへ良ければ、廿八年も生きてゐるが、彼自身のみでの生活では、僅に廿八時間しか生きてゐることが出来ない、此の虫の壽命は、生活の條件次第で新様に非常の差違があるのである云々右の事實に依つて、英

國の一生物學者は、人は凡ての有善な條件から適當に保護されるれば、三四百歳は愚か、千年も生きることが出来ると言つてゐる。

殺人光線の奪合

グリントレル・マシユース氏の發明した

「殺人光線」が英議會の大問題となつた。

マシユース氏は渡佛中で目下リヨンで一般人民より多大の歡迎を受けつゝあるのみならず、一佛國會社はマシユース氏のために實驗室を提供し、かつ殺人光線及びその他の同氏の發明を買収した旨申出でたといふからである、マシユース氏の發明にかゝるこの殺人光線は人を殺し得るのみならず數マイル離れて居る彈藥を爆發させ、飛行機の發動機を破壊し、かつ無電の作用によつて潛航艇を自由にし得ることは戦時中既

に立派に實驗された事實だといふて居る。なほマシユース氏が目下フランスに行つて居るので、當地諸新聞はこの恐るべき新發明の武器が外國の手に入る恐れがあるとして大騒ぎをつづけて居る。

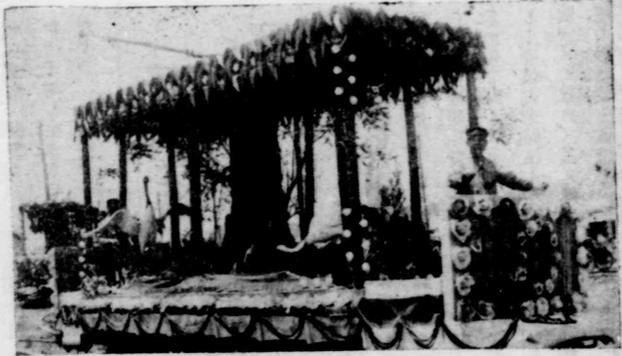
山奥の乞食の學校

旭川から三里ほど山奥の大森林には今でもクマが住んで居り内地人には到底想像もつかぬ森であるがこの高峯の森の奥に草ぶきの堀立小屋があり乞食の學校があるのがこの間発見された、校長はぼろを着てゐる白髪の老人で毎日乞食の子供廿四人を集めて古新聞や古雑誌を教材として熱心に教授してゐる、しかもその教授よりはなかく堂に入つたものである、この乞食の校長はもと仙臺藩の足輕で明治になつてから小學校教員をしてゐたことがある安西春齋七十

四歳といふもので今から二十四五年前蘇病に罹つて立ちぶれ乞食の群に加はつてさうらひの旅をつメけ、北海道に渡つて来て乞食の子供にいたく同情し乞食の子供を集めて本を教へて居るものである。親乞食たちはこの老校長のために毎日もらひ物の餘りを授業料として校長を養つて居た、人里離れたこの山奥にこのやうな風變りの一村があるのがわかつて珍らしいといふので旭川あたりから辨當もちで見物に出かける者が非常に多い。

蚊の好きな色と嫌ひな色

ケンブリッヂ大学のナツタール氏の實驗に依ると蚊は藍青色が一番好み、白色が一番嫌ふさうである。従つて白色の着物や洋服を着ておれば蚊に刺される事が少なく、藍青色や暗赤色を身



東宮殿下御成婚奉祝花電車

體につけておけば蚊に刺される事が多いわで涼む時でも同じ事である。(山田醫學博士談)

大根の効用

▲大根に強力のアスタターセが含まれて居て澱粉類の消化に有効であることは、明治三十七年私が初めて世に發表してから續いてロシア、イタリヤの學者がこれを證明した。
▲また大根にビタミンCの大量とビタミンDの少量を含むこと並に大根の葉にビタミンCの著量とビタミンBの少量を含むことは國立榮養研究所で下田、藤巻、佐伯(仁壽)三氏の研究によりて既に明確にせられたところである。
▲今度アメリカの飛行機を迎へた北海の孤島から、干大根を食用するに大に越年中の健康を増進するといふ經驗が紹介されたがそれはビタミンA、Bを肉食からビタミンCを大根から供給されるのでこゝに好結果を得るものに違ひない。



攝政宮殿下御成婚御饗餐

皇太子良子女王と御婚儀を挙げさせられた四ヶ月、こゝに五月三十一日、六月二日、三日、四日に亘り、内外高官、功勞者を宮中豐明殿に召して御饗餐を賜はつた東京市に於ては五日奉祝した。

臨時帝國議會召集

第十五回衆議院議員總選舉は五月十日行はれた、臨時議會は六月二十五日より二十一日間召集さる。

排日條項を含む米國移民法實施

米國大統領は五月二十六日遂に一般の期待を裏切つて排日を項を含む移民法案に署名した。大統領は署名と同時にステートメンツを發し「排日條項は不必要且遺憾である、同條項にして一般移

民法に含まれず、單行的法案ならば、何等躊躇なく否認すべきであつた」と述べて居る。斯くして七月一日より實施の事となつた、其の重要な點は左の如くである。

- 一、官吏及びその家族從者
 - 二、旅行者又は商用遊覽の一時滞在者
 - 三、通過者及接壤外國を通過して國內を移動するもの
 - 四、職務上入國する海員
 - 五、再渡航者
 - 六、條約規定による入國者
 - 七、僧侶大學其他高等學校の教授及其の妻子學生
- 即ち本移民法は完全に東洋移民全部を排斥しをはつたのである

叙任

網走刑務所勤務ヲ命ス 看守長 三浦龜助(釧路)

月俸六三圓給與釧路刑務所勤務ヲ命ス 同 蝦名末太郎(網走)

教護師ニ任シ十一級俸下賜盛岡少年刑務所勤務ヲ命ス 小林實然(盛岡少年)

任檢事叙高等官二等三級俸下賜 司法省書記官 兼參事官檢事 宮城長五郎

任檢事叙高等官三等 檢事 宮城長五郎

兼任司法省參事官叙高等官三等 司法省參事官 鹽野季彦

任檢事兼司法省參事官叙高等官三等二級俸下賜 司法書記官兼檢事 松井和義

任檢事兼司法書記官叙高等官三等二級俸下賜 行刑局雇 榮茂 鷹

任司法屬給十級俸行刑局勤務ヲ命ス 看守 三留常盤(旭川)

任看守長月俸五三圓給與山形刑務所勤務ヲ命ス 静岡刑務所勤務ヲ命ス 看守長 安原亮治(札幌)

給五級俸札幌刑務所勤務ヲ命ス 同 長沼房吉(静岡)

任看守長給十級俸宮崎刑務所勤務ヲ命ス 看守長 永野弘兄(宮崎)

補廣島刑務所三次支部長 看守長 横田長右衛門(廣島)

廣島刑務所勤務ヲ命ス 看守長 石井文太郎(三次)

教護師ニ任シ十一級俸下賜新潟刑務所勤務ヲ命ス 戶崎了性(新潟)

任看守長月俸六〇圓給與釧路刑務所勤務ヲ命ス 保健技師 吉永榮次郎(横濱)

保健技師ニ任シ十級俸下賜横濱刑務所勤務ヲ命ス 保健技師 吉永榮次郎

給七級俸依願免本官 看守長 丹野林之丞(釧路)

任看守長月俸六〇圓給與釧路刑務所勤務ヲ命ス 看守 長谷川友松(網走)

保健技師ニ任シ十級俸下賜小菅刑務所勤務ヲ命ス 保健技師 酒井代三(男市谷)

巢鴨刑務所勤務ヲ命ス 保健技師 曾川良貞(小菅)

刑務所ニ於ケル醫務衛生ニ關スル事務ヲ囑託ス 保健技師 曾川良貞(巢鴨)

月手當二〇圓給與

保健技師ニ任シ十一級俸下賜願ニ依リ本官ヲ免ス 保健技師 江頭鶴一(佐賀)

司法大臣官房保護課ノ事務ヲ囑託ス 香川又二郎

刑務令規

(大正十三年四月行刑局長通牒 刑務所長宛)

閉監中ノ出張所ノ臨時開設ノ件通牒

目下衆議院議員選舉期ニ迫リ多數被疑者被告人ノ收容ヲ必要トスル場合可有之自然其ノ地警察署留置場ニ收容シ得サル場合目下閉鎖中ノ出張所ニシテ尙建物ヲ存シ收容支障ナキトキハ萬不得已場合ニ限リ其ノ地檢事正ノ交渉ニ應ジ閉鎖中ノ出張所ヲ一時開設スルモ妨無之候爲參考別紙前橋刑務所長宛通牒及送付候

(大正十三年四月三十日行刑局長通牒 前橋刑務所長宛)

大田警察署留置場ニ收容シ得サル多數ノ被疑者アリ不得已一時前橋刑務所元新田出張所ヲ大田警察署留置場ノ延長ト見做シ得サルヲ同合費地檢事正ヨリ電報有之候處右ハ斯ク解釋シ難キヲ以

(大正十三年五月三日行刑局長通牒 刑務所長)

少年刑務所長宛

衆議院議員選舉法違反收容者ニ對スル

戒護上ノ注意ノ件通牒

衆議院議員選舉運動自熱シテ自然禁令ヲ犯シ收容セラルルニ至ル者日チ趁フテ多數ニ上ルコトト存候被等ハ多ク相當ノ身分ヲ有スルモノナルヲ以テ其ノ名譽自由ヲ尊重スルノ必要アルコトハ勿論ナルモ爲メニ戒護ヲ弛緩スルカ如キコトアラハ素是相置ノ目的ニ背馳スルノ結果ヲ來スヘキニ付彼等ニ對シテハ慎重ナル戒護ヲ加ヘ裁判官ヲシテ審判ノ目的ヲ達成セシムルハ勿論此ノ目的ノ爲ニ

及人道に彼等ノ壽命ヲモ保護スルコトハ刑務官吏ノ職責中最モ重要ナルモノニ數ヘラルル義ニ候特ニ身分アリ主犯者タル者ハ彼等自身社會ノ地位並事件ニ對シ其ノ責任觀念最強烈ナルヲ以テ偶々一死以テ義ヲ立テ或ハ罪ヲ贖ハントスルノ事例ハ既往ノ事故ニ微シ屢次證明セラルル所ニ有之現ニ千葉刑務所ニ於テ此ノ種ノ自殺者ヲ出スニ至レルコトハ洵ニ遺憾トスル所ニシテ各所大ニ警戒ヲ要スルコトト存候此ノ際部下ヲ督勵シテ職責上萬一ノ過誤ナキ様十分ノ御配慮相成候様致度候

(大正十三年五月五日行刑局長通牒 刑務所長 少年刑務所長宛)

假釋放上申書様式見本配本ノ件依命通牒

四月十九日行甲第四九一號訓令ヲ以テ假釋放上申書様式並記載例制定相成同月二十二日行甲第五一一號ヲ以テ印刷見本配付ノ件遲延候處別紙ノ通印刷出來ニ付及配付候若欄内記入シ得サル記事ハ繼續ヲ以テ補充相成度候尙右訓令中注意事項六ハ之ヲ削除シ七ヲ六ニ繰上相成候間右ニ御了知相成度候

(見本は掲載を省く)

第二、衛生材料ノ整備等ニ關スル件

- 一、衛生材料ノ制式定數其ノ他指定事項ヲ變更スル必要アルトキハ事由ヲ具シ認可ヲ受ケルコト
- 二、現ニ使用中ノ器械ニシテ規定外ニ屬シ又ハ指定ノ制定ニ違フモノト雖他ニ代用シ得ルモノハ當分ニテ使用スルコト
- 三、指定ノ定數ヲ超過スル器械ニシテ使用ニ堪ヘ得ルモノハ附近ノ利務所ト協議ノ上可 保管換ヲ爲スコト
- 四、指定ノ衛生材料ハ速ニ之ヲ補充ヲ要スルモ豫算其ノ他ノ關係上困難ノ事情アルモノハ漸次充實ノ方法ヲ講スルコト但シ緊急ヲ要シ補賦豫算内ニテ支辨シ難キモノハ相當増額相成答ニ付事情ヲ具シ申請スルコト
- 五、定數ヲ指定シアル衛生材料ハ毎年三月末日ニ於テ定數ト現在高トテ照合シ過不足アルトキハ其ノ品目、數量ヲ四月末日迄ニ報告スルコト
- 六、従前ノ規定ニ依ル藥品ノ處方箋拂ハ自然廢止トナリタルニ付類又ハ包等ノ内容品ハ使用開始ニ當リ其内容數量ヲ衛生材料受拂簿ニ拂トシテ記入スルコト

第三、衛生材料ノ保管上注意ノ件

- 一、ニツケル鍍金製品ハ礪砂ソセリシテ塗布シ置クコト

(大正十三年五月二十八日行刑局長通牒 刑務所長少年刑務所長宛)

衛生材料取扱規則執行ニ關スル件依命通牒

標記ノ件本日訓令相成候處右ハ概近醫學ノ趨勢ニ伴ヒ従前指定ノ藥品及衛生材料ノミニテハ豫防衛生上並診斷學ノ檢案上ニ於ケル幾多ノ調査實驗ヲ爲スニ當リ到底其ノ完全ヲ期シ得サルノミナラス單ニ收容者ノ治療上ニ於テモ亦遺憾少ナラサルノ實況ナルヲ認メタルト又現行ノ藥品及衛生材料ノ購入並受拂手續ニ於テ徒ニ煩瑣ナル事項多ク隨テ事務簡捷ノ趣旨ニモ副ハサルモノアルヲ考慮セラレシ結果ニ外ナラサレハ之ヲ實施ニ當リテハ十分注意ヲ拂フハ勿論特ニ下記各件ヲ遵守シテ衛生材料ノ完全ヲ期シ以テ行刑衛生ノ目的ヲ企圖スルニ萬遺算ナキ様致度候

第一、衛生材料ノ制式定數等指定ノ件(紙面ノ都合上掲載省ク)

- 一、收容人員ハ最近三箇年間ニ於ケル收容者ノ一日平均人員ニ依ル
- 二、收容人員欄ニ十印ヲ附シアルハ使用スルコトヲ得ル刑務所ニシテ其數量ハ適宜ナルコトヲ示ス
- 三、製劑成分ノ分量ハ任意トス

二、注射針ノ鐵針及縫合針ハ礪砂ソセリシ貯藏法ニ依ルコト

三、革砥ハ時々オレーフ油ヲ塗布スルコト

四、護謄製品ハ可成密閉セル容器ニ貯藏シ暖所ニ保管シ置クコト

五、檢査藥品ハ使用上差支ナキ範圍内ニ於テ可及ノ少量ヲ備付シ特ニ變質防止ニ努ムルコト

六、製劑ハ其ノ容器ニ必ス内容藥名及其ノ處方ヲ明記シ置クコト

(大正十三年五月二十四日行刑局長通牒)

刑務所長少年刑務所長宛)

事務係ニ看守部長設置ノ件

事務係ニ看守部長ヲ置クハ一部ノ主任トシテ事務ヲ擔任スル地位ニ立ツ者ニ限ルモノ、如ク思惟セラル、向有之候處右ハ大正十三年九月司法省訓令第二號ニ依リ所謂刑務所ノ監督事務ヲ補助セシムル爲置クヘキモノニシテ必シモ一部ノ主任者ニ限ラレタル義ニハ無之候右ニ御了知相成度爲念此段及通牒候也

刑務所參觀ノ件

(大正十三年五月二十六日行刑局長通牒
刑務所長少年刑務所長宛)

近時中等學校卒業生又ハ各種團體ヨリ刑務所ノ參觀ヲ願出ルモノ漸ク増加セントスル傾向有之趣ニ候處何人ニモ容易ク之ヲ許シ刑務所チ一種ノ觀覽場タルカ如キ弊ニ陥ラシメ從テ紀律ヲ紊リ行刑ノ森嚴ヲ害スルコト有之候テハ甚ダ不都合ニ候間右許可ニ付テハ特ニ細密ノ注意ヲ拂ヒ萬遺算ナキ時期セラレ候様致度又之ヲ許可セシ者ニ對シテハ豫メ參觀者心得事ヲ説示スルノ外參觀者ノ思慮ナキ言行ニ由リテ收容者ニ惡感ヲ抱カシムルカ如キコトナキ様注意ヲ與ヘ一面收容者ニ對シテモ參觀者ハ常ニ彼等ノ境遇ニ理解同情アルモノナルコトヲ懇諭シ之カ爲ニ彼等ヲシテ不快ノ感ヲ抱カシメサル様御取計相成度候

(大正十三年五月二十九日司法大臣訓令
刑務所長少年刑務所長宛)

大正十一年十月司法省訓令行甲第一五〇二號監獄法施行規則第七十一條ニ依ル作業賞與金ノ計算ノ件第四項中「毎月二日間就業ヲ免シ免業日トス」ノ下ニ「但シ特ニ必要ナル場合ニ於テハ就業

セシムルコトヲ得」ヲ加フ
右訓令ス

(大正十三年五月二十九日行刑局長通牒
刑務所長少年刑務所長宛)

毎月二日免業日に就業セシムルコトヲ
得ル件ニ付通牒

標記ノ件ニ付別紙ノ通訓令相成候處右ハ一般免業日ニ於テモ尙就業セシムルニ非レハ作業經營上艱難ヲ來タシ又ハ急迫繰延ノ餘地ナキ時等特殊ノ場合ニ於テノ適用セラルヘキ條項ナルコトヲ御了知相成度此ノ場合ニ於テハ可成其ノ意思ニ反シテ就業セシムサル様御取計相成度候尙右就業者ニ對シテハ戒護極東上支障ナキ限り他ノ日ニ於テ就業ヲ免スルヲ得ル義ト御了知相成度候

(大正十三年五月二十九日司法大臣訓令
刑務所長少年刑務所長宛)

大正十年十二月監甲第一〇九八號訓令 惡不良ノ男成年懲役受刑者收容及護送ノ件左ノ一項ヲ加フ
特別ノ事情アルトキハ殘刑期六月以上ノ者ニ付亦同シ
右訓令ス

會報

行刑衛生講習終了

去五月九日午前十一時より行刑衛生講習の修業證書授與式を舉行した、講習員は前號所掲の通り、内鮮刑務所保健技師合して三十一名である。練習所長訓示、大臣祝詞、來賓講師總代祝詞、講習員總代答辭左の通りである。

泉二刑務官練習所長訓示

來賓及び講師各位の御同情、御援助に依りまして、本會の行刑衛生講習會も無事に終了致しまして、本日各位の御臨席を恭う致しまして、此修業式を挙げますことは誠に欣幸とする所でありませす講師各位は平素御職務の爲に御多忙を極めて居られるのみならず、此頃は時候寒からず暑からず、野山の景色も人の心を暖るやうな好季節でありますに拘はらず、此講習會の爲に貴重な時間を割き下されまして、有益なる御講演の勞を賜りましたことは誠に感謝に堪へない所でありまして、茲に厚くお禮を申述

べます。

講習生諸君、諸君は從來久しき間の職務生活を一時離れられまして、講習の學窓にいそしまれ、熱心に各所定の課目を聴講せられましたことは誠に御苦勞に存する次第であります、併ながら一時的の境遇轉換は心身の爲に清楚の氣分をはらすのみならず、此講習は、試験に依つて新に資格を得るゝか、又は新に地位を求むるゝか云ふ苦心をしなければならぬ場合と違ひまして、諸君が只管職務上の参考資料を得らるゝが爲に、熱誠を以て聴講研鑽せられたのでありますから、何ぞなく津々たる趣味があると共に、内容に於ては充實せられたる所の講習でありしことを疑はないのであります、随つて諸君が一人も殘らず無事に此講習を了へられ歸任せられますることは行刑衛生の爲に必ずや大なる利益のあることであらうと信する次第であります、先刻控室で講師各位からこれは大變有益な企である云ふ御讃辭を承りましたが、此講習の結果が行刑衛生の爲めにどの位利する所があるか云ふことは、諸君の御歸任後の御努力の結果に依つて之を見らるゝ外にないからうと思ふ次第であります、何卒諸君は自愛自重せられまして、行刑衛生の爲に一層奮勵努力せられむことを希望に堪へない次第であります。

此簡單なる挨拶を以て訓示に代へることに致します。

鈴木司法大臣祝詞

行刑衛生の主要の目的は收容者をして心身の健全を保持せしめ
 釋放後社會の激烈なる競争に堪へしめ以て其の再犯を豫防するに
 在り故に其の局に當る者は單に對症療法に満足せず所謂原因療法
 に依りて疾病を根治し尙進むては豫防衛生に其の力を用ゆるの覺
 悟なかるべからず誠に刑務所長及各位を會同して所見の一端を披
 瀝し更に行刑醫學講習會を開き内外二科は固より眼耳鼻咽喉花柳
 精神の各科並犯罪心理學勞働衛生學刑事政策學等の諸方面に亘り
 各専門の碩學を聘して各位の爲其の神髓を講明したるは是れ實に
 行刑衛生の充實を企圖するの本志に外ならず而して各位は克く職
 業の不世を忍びて連日の講習に従事し講師諸賢も亦熱誠を以て之
 を指導せられ茲に本日を以て終業の式を行ふ惟ふに各位は最近に
 於ける醫學の趨勢と行刑衛生の本義とに於て得る處鮮少なからざり
 ならむ各位は之を實地に應用して優良なる成績を擧げ行刑衛生
 の完備を期せられむことを望む本講習會は本省創始の試練にして
 其の行刑衛生に及ぼすべき効果の有無は一に各位の努力如何に因
 りて決せらるゝを以て本大臣は特に各位の將來に期待する所願る

吳來賓講師總代祝詞

大なるものなき能はず固て聊が希望を述べて祝辭に代へて併せて
各位の歸任を送る。

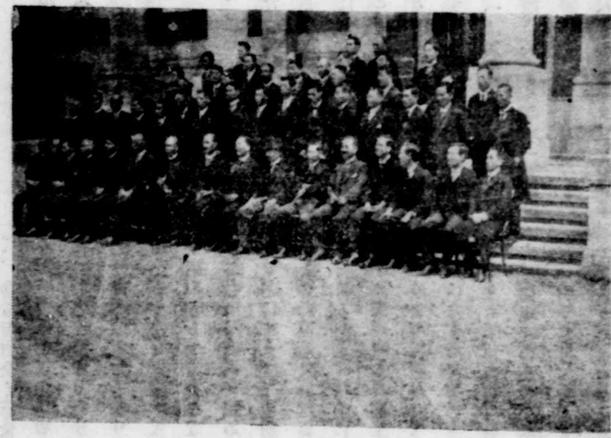
私は來賓並に講師の總代として御祝詞を申し上げます、我々講師
 と致しまして諸君に對して色々自分其の専門とすることに就て御
 話を致したのでありますが、諸君は既に多年刑務所に於かれまし
 て實際に其職務に従事して居られて、それを今日迄完全に少の
 過もなく遂げておいでになつたのであります、我々が特に行届
 かぬことの御話を諸君に申上ぐることは語り餘計なこのやうで
 あります、併ながら又諸君の方から御考へ下さいましたならば、多
 年の間色々行刑業務に就て従事されて居りますけれども、其間に
 は又世間には變つた事もあり、又收容者の取扱ひなどに就て醫學
 上からでも色々な新しき方法がありはしないか、それに就てそれ
 を克く承知して、それを自分の經驗に照して應用したならば、非常
 な利益になるだらうと云ふ考へがあつて、喜んで御出になつたこ
 とであらうと思ひますが、併し今申すやうに我々の申上げること
 は大して深い難かしいことでもありませんので、十分に諸君に御
 満足を與ふることは出来なかつたかも知れませぬけれども、其邊

はどうか御自分の經驗に照してそれを巧く應用して戴くやうに致
 したいと思ひます。
 種々な學科がありまして、諸君は諸先生から色々な御話を御聽
 きになつたのでありませうが、私は其一々に就て申上ぐることは
 出来ませぬので、自分の専門とする學科の事に就て一言述べまし
 て、諸君並に來賓の方々の御参考に供して、それを以て祝辭と致
 したいと思ひます。

精神病學は他の醫學と同様に、此十年、二十年の間に著しき進
 歩を致しまして、其研究範圍が段々廣くなつて行きます、病名
 等に付ても前に御調べになつた時よりも大分複雑になつて居りま
 す、殊に其内で刑務所へ出入する犯罪人に最も關係のある所の精
 神病は如何なるものであるかと申しますと、若し諸君の内に十年
 或は二十年前の精神病の講習を爲すつた方がありますならば、其
 時分の精神病としての名稱に適合するやうなもの、それは著し
 い精神病でありまして、理論の上から言へば刑務所に這入つて行
 く所者ではないのであります、又實際に於てさういふ者は少
 いことであらうと考へますが段々近頃精神病と云はれる所のもの
 が廣くなつて、所謂變質性の精神病と云へられるやうなものが澤
 山専門家の手に這入つて來るやうになつたのであります、それは

即ち這條に依つて人間の性格が惡變して居る所のものでありまし
 て、即ち智力全く尋常と行かない迄も、稍尋常でありまして、而
 も性格が惡くなつて居るやうなもの、從來は精神病とは人か餘り
 考へなかつたのでありますが、近年になつてはさういふ者が精神
 病の方へ這入つて參りました、尙學者がさういふものを精神病と
 稱へるのみならずして、素人の方も段々さういふものを精神病
 と認めらるゝやうになつて來ました、即ち日本の社會に於てさう
 いふものを病人と認めらるゝやうになつたのであります、松澤病
 院などに來ます所の病人でも、以前はさういふものは餘り這入つて
 來ませんでした、近頃は段々さういふ病的性格の人間が這入
 つて來るやうになつたのであります、さういふやうな病人になり
 ますと先づ病人と健全者と犯罪者との間を出入して居る所のもの
 でありまして、勿論さういふやうな者は澤山に刑務所の方にも御
 厄介になることであらうと考へます、さういふやうな者が近頃學
 者からも認められ、社會からもさういふ風に思はれて來ました
 し、尙現在の社會状態に於ては思想が色々變化し、人心が定ら
 ないやうな時でありますから、さういふ性格者は其煽りを受け
 て、餘計に社會や或は法律、道徳等に抵触をして居るのでありま
 す、さういふ際に於きまして刑務所等に於てはそれをどういふや

うにして待遇して宜いか云ふことは、新しい精神病者の治療方
法に依つてやらなければならぬことであ
ります。さういふ點に付きまして多
少患者を御目に掛け又お話も致したの
でありましてけれども、これは諸君の多
年の御経験に依つて自分の御取扱ひに
なりました人々を御考へになりました
ならば、大に御参考になることであら
うと思ふのであります。さういふやう
な人間は心身喪失者と云ふやうな者で
はありませぬけれども、併ながら心身
耗弱者として多少の減刑を受くべき所
の者である、併し減刑者としても刑務
所に這入ることが澤山あると思ひます
さういふやうなことに付て諸君が此度
御聴きになりましたことは、唯一通り
御聴きになつたのでは何でもないので
あります。それを深く能く御聴きに
なりますならば大變御利益のあつたことと考へます、勿論諸君は



修業講習員

も此講習に依つてさういふ思想を新に
又鋭く振起されまして、こうして實務
に當られることは至極結構なことであ
つて、其意味に於ても私は強ち當り前
の知つたことを又話されたのだと御考
へになるよりも、幾らか其點に付て御
満足になり、隨て我々が諸君の爲に御
理解を與へた考へで満足すると言つて
は鳴謝がましくありますけれども、諸
君の爲に幾分か盡すことが出来たと考
へて居る次第であります。さうして
又我精神病學のみに付きまして考へま
しても、さういふ事柄が刑務所の中に
保健技師の方々を門戸として入込んで
行くこと云ふことは、我々の學科に執つ
ては大變祝すべきことでありまして、
多年我々が考へて居ることが漸く實行

我々の希望を致しましては保健技師の方々は刑務所に於ての犯罪
人の取扱に付て最も大切な職務を持つて居られる方と考へます、
實務に當られる上に於ては最も大切な方と醫學者の上からはさう
考へらるのであります。併ながら其他實際に直接に朝夕犯罪人に
接して居られる所の看守の方々又それを統帥して居られる所の刑
務所の總ての吏員斯ういふやうなものに對して私共は諸君のやう
な既にさういふ知識の御有りになる方よりも、尙一層さういふ知
識が滲入つて行くことを望んで居るのであります。又そのみな
らず、刑務所に向つてさういふ人々を送り込む所の吏員、例へば
檢事であるとか、判事であるとか、又警察官であるとか云ふやう
な人々に向つて、さういふ罪を犯す所の人々を良く取扱ふ上に精
神病學上の知識が欲しいと云ふことは私共常に考へて居る所であ
つて、今の司法大臣をして居る鈴木君などには、裁判所に精神病乃
至法醫學者のやうなものを一人特に置いて貰ひたいと云ふことを
注文したことは既に二十年も前でありませう、所が詰り金がない
とか色々なこととさういふ運ひに至らない、場合に依つては我々
の力で獸物的に特に御報酬なしによつても差支へないこと云ふこと
を申上げてすらも御用ひない譯ではないが、さういふ風な運ひに
至らなかつたのである、それは餘計なことであるが、さういふ風

にして法律に或は道德に犯罪をした人を取扱ふ所の方々に向つて
精神病學上の知識を少し注入して、さうしてさういふ人々の内に
どれだけの精神異常者乃至又今のやうな性格異常者があるか、さ
ういふものを鑑定して善に、くにはどういふ風な方法を執つたら
宜いかと云ふことは、精神病學のみに依るのではなく、さうい
ふやうなことに付て今日此講習に依つて精神病の知識が多少なり
とも諸君の從來の御経験と御抱負の上に加つたこと云ふことであれ
ば、それが第一の門戸として、其處から其潮流が司法行政の方々
の中に流れ込んで行くのではないか、若しさういふことになると
らば我々の希望が達するのであつて、それに即ち國家の爲、社會
の爲、又さういふ刑罰に觸れるやうな人の爲に大變な仁惠になる
譯であること考へます。さういふ方面から考へますと、私は諸君の
今回の講習を修了せられたことを御祝ひ申すことは勿論でありま
すけれども、それ以上に尙自分の専門とする所の學科のことに付
て、又自分の方から推し廣めて行くこと、日本行政司法の方面に付
て大變な利益が出て来ることにならなければならぬと思ふので
あります。諸君に御祝ひ申すと言ふよりも我々自身に國の爲に
祝はなければならぬ、諸君に御祝ひ申すこと云ふことは詰り國の爲

に祝ふ云ふことなるのでありますが、何方にしても差支へないのでありますが、私はさういふ風な感じを懐いて居るのであります、勿論他の學科に付きましても同様なことでありまして、單り自分の専攻して居る學科に付て祝ふのみならず、他の今回御修了になつた學科に付ても矢張り同様でありますけれども、私は自分の修めて居る方面の事柄に付て一層深く感ずるのであります、それ故に講師の總代として皆さんに御祝を申上げるには餘り關係の少いやうな自分の方面だけのことを申上げて、さうしてそれを祝辭に代へる次第であります、隨て私はどうか斯ういふ講習が今後時期を選びまして屢々繰返へさるゝことを希望するのであります、此度御集りになつた方々にも御裨益を與へるだけに終らずして、尙其他の方々に付ても段々廣い範圍に之等の知識が這入つて行くやうにならむことを希望するのであります。

能く順序も立たぬやうなことで、來賓並に講師の總代と云ふことでありまして、甚だ申譯のないやうなことでありましたが、唯私の考へ丈けを申上げて祝辭と致します。

柏木講習員總代答辭

行刑醫學第一回講習會に本日を以て終了の式を挙げ修業證書を

刑務協會役員

總裁	司法大臣	鈴木喜三郎
副總裁	司法次官	林頼三郎
會長	司法省行刑局長	泉二新熊
副會長	司法省保護課長	宮城長五郎
理事	司法書記官	松井和義
同	司法書記官	辻敬助
同	小菅刑務所長	有馬四郎助
同	豊多摩刑務所長	寺崎勝治
同	巢鴨刑務所長	佐藤乙二
同	市谷刑務所長	大野數枝
同	前奈良刑務所長	香川又二郎
常務理事	休職典獄補	伊藤忠次郎
主事	典獄	島田榮造

授與せらるるに當り閣下並に各位の寵臨を辱ふす誠に生等の光榮なり

文化改進黨類りなるの時に當り會長閣下の熱心なる改善向上の御方針當局並に講師各位の懇篤なる御指導により此榮譽を享くるを得何の幸か之に過ぎんや然も此れあつて責任重且大を加ふ生等淺學寡聞斯道多事の今日能く其責を完ふし得ずや否やは竊かに心痛する處なり庶幾はくは閣下並に各位の訓戒を服膺し温故知新の道に従り一層緊張以て保健の實績を擧げんことを謹みて答辭す

理事會開催

五月二十六日午後五時より本會に於て編輯出版の件に關し理事會を開いた。

定價	一冊(稅共)	金二錢
價目	六冊(稅共)	金一圓二十錢
表	十二冊(稅共)	金二圓四十錢
廣告	五號活字半段一行	金一圓
料	一等一頁	金五錢
	二等一頁	金四錢
	普通一頁	金三錢
注	●御注文はすべて前金のこと	
文	●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて	
規	●御注文の振込のこと、但なるべく振替を利用せられたし	
定	●御注文の際は必ず送附先明記のこと従つて轉居の際には新舊住所を御届下されたい	

明治二十七年三月二十六日第三種郵便物認可
大正十三年六月二十八日印刷
大正十三年六月二十日發行

發行兼編輯人 松井和義
印刷所 東京市神田區三崎町三丁目一番地 株式會社 榮倉
印刷所 東京市神田區三崎町三丁目一番地 株式會社 榮倉
印刷所 東京市神田區西日比谷町一番地 株式會社 榮倉
印刷所 東京市神田區西日比谷町一番地 株式會社 榮倉

辯護士 大澤眞吉 著

少年保護論

裝幀ボブリン美本
四六版五百頁
定價金貳圓五拾錢
郵稅内地金拾貳錢

問題重大に於ける社會
問題重大に於ける家庭
は何？

本書は單に不良少年問題を一つの社會相として叙述したる報告書にあらず、如何にすればこの重大問題を解決するを得るやと云ふ著者衷心の念願より徹底的に講究したる得難き結晶なり、即ち單に心理學、教育學的のみ本問題を論ぜず之を生物學、進化論の方面よりも討究せる稀に見る良書なり、必ずや斯學研究の士並に斯業家の満足を買ひ得んことを信ず

發行所 輔成會出版部
東京市麴町區司法省構内